

職員の給与等に関する報告 及び給与改定に関する勧告

令和 8 年 10 月

神奈川県人事委員会

令和8年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和8年10月13日

神奈川県人事委員会

委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

地球温暖化の影響による災害の激甚化や生産年齢人口の減少による人手不足の深刻化など、わが国はかつてない困難な課題に直面しています。こうした状況のなかで、未来を切り拓き、安全で安心な県民生活を実現していくためには、全ての職員の能力の向上と職員一人ひとりが能力をいかに発揮できる職場環境の整備が重要になります。

さて、本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.70月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合の見直しや、新たな職（主務教諭）の給与について報告及び勧告を行いました。

このほか、公務運営に関しては、採用が困難な技術系区分における大学等推薦試験の新設をはじめとした様々な採用試験制度の見直し、女性の管理職への登用や障害者の雇用促進など多様な人材の活躍推進に向けた取組、仕事と生活の両立支援や長時間労働の是正などの取組、職員の健康管理対策の推進、職場におけるハラスメントの防止等について、現状と課題を整理し、今後の方向性等に関する報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれては、第三者機関である人事委員会が行う報告及び勧告に基づいて職員の適切な勤務条件の確保が図られていることについて、御理解をいただきたく存じます。

最後に、職員の皆さんが、日々全力で公務に取り組まれていることに心から敬意を表します。人事委員会は、皆さんが公務にやりがいと誇りを持ち、安心して困難な課題にチャレンジできる職場環境の実現に向け、全力で取り組んでいきます。

その一方で、本県では公務員としての自覚を欠いた職員による不祥事が後を絶ちません。法令等を遵守し全体の奉仕者として行動すべき公務員の不祥事により、行政に対する県民の信頼や期待が大きく損なわれていることは看過できない事態です。職員の皆さんには、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観を持って行動されることを願います。



人委第 10018 号
令和 8 年 10 月 13 日

神奈川県議会議長 杉 本 透 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、別紙第 2 のとおり給与改定について勧告します。

目 次

(別紙第1) 報告

I 報告及び勧告の基本的な考え方	1
II 職員と民間従業員の給与等の状況	3
1 職員の給与	3
(1) 職員の構成	3
(2) 平均給与月額	3
2 民間従業員の給与	3
(1) 民間事業所の給与改定の状況	4
(2) 民間従業員の給与の状況	4
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	7
4 職員の給与と国家公務員の給与との比較	7
III 本県職員の給与を取り巻く諸情勢	8
1 生計費	8
2 毎月勤労統計調査による賃金	8
3 物価指数	8
4 人事院の給与勧告等	8
IV 本委員会の見解	9
1 本年の給与改定	9
(1) 月例給	9
(2) 特別給	11
2 給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合	11
3 転勤に伴う経済的な負担の軽減等	12
4 職務・職責をより重視した新たな給与体系等	12
5 公立学校教員の給与（新たな職（主務教諭）の給与）	13
6 公務運営	14
(1) 人材の確保・育成	14
(2) 働き方改革と勤務環境の整備	21

(別紙第2) 勧告

I 令和8年4月の民間給与との比較に基づく給与改定のための関係条例の改正	1
1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正	1
2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正	2

3	任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正	2
II	新たな職（主務教諭）の設置に伴う職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の改正	3
III	改定の実施時期等	3
1	改定の実施時期	3
2	その他所要の措置	3

(別紙第1)

報 告

I 報告及び勧告の基本的な考え方

人事委員会の報告・勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の勤務条件を確保し、職員が高い倫理観と使命感を持って職務に取り組み、公正で効率的な行政運営を進める上での基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解と納得を得る重要な役割を担うものです。

そのため、特に職員の給与については、国家公務員の給与との均衡も考慮しつつ、その時々が生計費、経済・雇用情勢等を反映した民間従業員の給与と均衡させることを基本とし、職員と民間従業員の給与の実態を調査、比較した上で報告・勧告を行っています。

「職種別民間給与実態調査」は、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所を調査対象として人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等と共同で実施し、これらの事業所の民間従業員の給与と職員の給与との比較を行っています。

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素に応じてその水準が定まっていることから、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っています。

さらに、国家公務員の給与制度が改正される際には、人事院の給与報告・勧告の内容に留意するとともに、本県の実情を考慮して実施するよう、本委

員会の報告・勧告で言及しています。

このように、職員の給与については、民間従業員の給与と均衡のとれた水準に保つことに加え、国家公務員の給与制度に準じた措置をとることが、地方公務員法の定める情勢適応の原則や均衡の原則に合致し、適正なものになると考えます。

Ⅱ 職員と民間従業員の給与等の状況

1 職員の給与

本委員会は、本年4月現在で、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を把握するため、「職員給与等実態調査」を例年のとおり実施しました。

(1) 職員の構成

令和8年4月1日現在における職員の総数は46,733人（昨年46,559人）となっています。また、全職員の平均年齢は39.2歳（同39.2歳）となっています。【資料第1表・第2表・1～3頁】

(2) 平均給与月額

全職員の平均給与月額は434,163円（昨年418,734円）であり、その内訳は資料第1表のとおりです。【資料1頁】

2 民間従業員の給与

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精確な比較を行うため、「職種別民間給与実態調査」を行いました。

この調査は、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,964事業所から無作為に抽出した621事業所を対象とし、各事業所の給与改定や公務と類似している職務と認められる76職種に該当する従業員の本年4月分の給与月額等について詳細な調査を行いました。

調査の完了率は、各事業所の協力により82.1%となっており、36,301人の個々の従業員の給与月額等を調査することができました。【資料29頁】

(1) 民間事業所の給与改定の状況

ベース改定の状況は、係員について、ベース改定の慣行があると回答した事業所の割合は74.5%（昨年70.5%）、ベースアップを実施した事業所の割合は72.7%（同68.4%）となっています。

定期昇給の状況は、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は93.7%（同90.2%）となっています。そのうち、昨年より定期昇給の額又は率が増加した事業所の割合は36.5%（同35.5%）、減少した事業所の割合は6.9%（同5.2%）となっています。【資料第9表・30頁】

(2) 民間従業員の給与の状況

ア 初任給、職種別給与等

新規学卒の事務・技術関係職種の従業員における初任給の平均額は、大学卒で251,867円（昨年250,801円）、高校卒で213,351円（同199,480円）となっています。【資料第11表・36頁】

また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で74.0%（同76.5%）、高校卒で82.3%（同94.5%）となっています。【資料第12表・36頁】

なお、職種別給与の状況は、資料第10表のとおりです。

【資料31～35頁】

イ 特別給

賞与等の特別給については、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績を調査しました。

調査の結果、事務・技術等従業員には所定内給与の4.70月分、技能・労務等従業員には所定内給与の3.92月分が支給されており、これらを職員の構成比で加重平均すると4.70月分となります。

民間事業所における特別給の支給状況

項目 \ 区分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平 均 所 定 内 給 与 月 額	下半期 (A 1)	円 425, 105	円 340, 401
	上半期 (A 2)	440, 044	350, 621
特 別 給 の 支 給 額	下半期 (B 1)	円 926, 462	円 670, 402
	上半期 (B 2)	1, 110, 548	684, 588
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B 1}{A 1}\right)$	月分 2. 18	月分 1. 97
	上半期 $\left(\frac{B 2}{A 2}\right)$	2. 52	1. 95
	計	4. 70	3. 92
	年間の平均	4. 70月分	

注 1 「下半期」とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいいます。

2 「特別給の支給割合」の「年間の平均」は、民間事業所の事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の構成比を職員の構成比に合わせて求めました。

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、前記1「職員給与等実態調査」及び2「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、本県の一般の行政事務を行っている職員（行政職員）と、これに類似する民間の事務・技術関係職種の従業員について、本年4月分の給与月額を比較しました。

その方法は、職員と民間従業員の双方について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与月額を対比させ、民間従業員の給与月額を、職員の人員構成に置き換えて算出した平均給与月額と、職員の平均給与月額との精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものです。

この方法により公民給与の比較をした結果、民間従業員の給与が職員の給与を一人当たり平均14,067円（3.45%）上回っていました。

給 与 の 比 較

職員の給与 (行政職員) (A)	民間従業員の給与 (事務・技術関係職種) (B)	(B) - (A)
407,396円	421,463円	14,067円 (3.45%)

注 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

(2) 特別給

民間従業員に支給された特別給の支給割合（4.70月分）を、0.05月を単位とした支給月数にすると4.70月であり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.65月）と比較した結果、民間従業員の支給月数が職員の支給月数を0.05月上回っていました。

特 別 給 の 比 較

職員の支給月数 (A)	民間従業員の支給月数 (B)	(B) - (A)
4.65月	4.70月	0.05月

注 民間従業員の支給割合の4.70月分を、0.05月ごとの区切りとなるよう小数点以下第2位で二捨三入、七捨八入し、4.70月の支給月数としました。

4 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が実施した「令和7年地方公務員給与実態調査」によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給月額とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県の指数は、令和7年4月1日時点において99.5となっています。

Ⅲ 本県職員の給与を取り巻く諸情勢

1 生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」を基礎として本年４月における標準生計費を算定すると、１人世帯で130,440円、２人世帯で188,690円、３人世帯で219,470円、４人世帯で250,250円となります。【資料第18表・39頁】

2 毎月勤労統計調査による賃金

厚生労働省及び本県政策局によると、昨年４月に比べ、県内のパートタイム労働者等を含む常用労働者の本年４月の所定内給与は3.8%増加しています。

3 物価指数

総務省によると、昨年４月に比べ、本年４月の消費者物価指数は、横浜市では1.4%上昇（全国では1.4%上昇）しています。

4 人事院の給与勧告等

人事院は、令和８年８月７日に国家公務員の給与等について報告し、併せてその改正について勧告を行いました。

月例給については、民間給与との較差15,056円（3.51%）を解消するため、行政職俸給表（一）の水準を平均3.3%引き上げることとしています。

特別給（現行4.65月）については、民間事業所の支給割合に見合うよう支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分に改定することとしています。

【資料40～43頁】

IV 本委員会の見解

1 本年の給与改定

(1) 月例給

前記Ⅱ 3(1)のとおり、本年4月時点で、職員の給与が民間従業員の給与を14,067円(3.45%)下回っていることから、民間従業員の給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、この較差を解消する必要があります。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与を民間従業員の給与と均衡させるために行うものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

月例給の引上げ改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げるため、給料表の改定を行うことが適当です。

その際、人事院の俸給表の改定に係る基本的な考え方や手法を参考にし、給料表の改定を行っても、較差がなお残ることから、併せて諸手当を改定する必要があると考えます。

扶養手当及び住居手当については、民間の支給状況との均衡等を考慮すると手当額を改定する状況にありません。

地域手当については、昨年の本委員会の報告で、給与制度のアップデートの一環として見直すこととしており、見直しに当たっては、給与原資の状況等を踏まえ、14%を上限として、支給割合を段階的に引き上げることとしています。本年度の支給割合は、その上限に達していないことから、給料表の引上げ改定と併せて地域手当の支給割合の引上げを行うことが適当と考えます。

ア 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の改定に当たっては、国や近隣の地方公共団体等の初任給の状況、民間事業所における初任給の動向を勘案し、人材確保の観点等を踏まえ、人事院による行政職俸給表(一)の改定に準じて、本県の初任給を高校卒業程度の試験、大学卒業程度の試験ともに9,500円引き上げることとします。

また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る改定を行うこととします。

その他の給料表についても、行政職給料表(1)との均衡を基本に改定することとします。

さらに、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）のうちフルタイム勤務職員の月例給については、資料第17表のとおり、公務が民間を下回る状況にあります。このような状況を踏まえ、行政職給料表(1)及び学校行政職給料表が適用される再任用職員の約6割を占める主査級職員の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の係長級の水準に見合ったものとなるよう改定を行うこととします。また、他の役職段階についても主査級の改定率を踏まえた改定を行うこととします。これらの改定は、本年4月に遡及して実施することとします。【資料第17表・38頁】

イ 地域手当

給料表の引上げ改定を行ってもなお残る較差を解消するため、支給割合を0.5%引き上げ、これを給与制度のアップデートにおける地域手当の見直しによる支給割合の引上げの一部とし、本年4月に遡及して13%とすることが適当です。

(2) 特別給

前記Ⅱ 3(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が民間従業員の特別給の支給月数を0.05月下回っていることから、民間従業員の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を年間で0.05月引き上げることとします。

改定に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分することとします。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和9年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引き上げることとします。

2 給与制度のアップデートにおける地域手当の支給割合

人事院は、令和6年の報告において、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」に言及し、地域手当の支給割合については、最新のデータを用いて地域の民間賃金の状況を国家公務員給与に反映させるよう、令和10年4月1日まで段階的に見直すこととしています。

地方公共団体の地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則です。

本県の地域手当は、こうした地方公務員の給与改定等に関する取扱いの原則の下、昨年の本委員会の報告において、14%を上限として、今後の職員の

給与と民間の給与の較差解消の観点、職員構成の変動等を勘案し、支給割合を段階的に引き上げることとしました。

こうした経緯を踏まえ、令和9年度の支給割合は、本年4月に遡及して改定する13%とし、令和10年度の支給割合については、引き続き、改正に要する給与原資の状況等を踏まえ、令和9年の本委員会の給与報告・勧告において示します。

3 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、本年の報告において、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっており、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があることから、転居に関する手当の新設及び特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の拡大を令和9年4月から実施し、広域異動手当の支給割合の引上げを本年4月に遡及して実施することとしています。

地方公共団体において転居に関する手当を導入するには、地方自治法の改正が必要ですが、改正がなされた場合、本委員会としても、任命権者において、本県の実情及び国が新たに措置する手当等の内容を考慮し、適切な対応を検討するよう求めます。

4 職務・職責をより重視した新たな給与体系等

人事院は、本年の報告において、本府省の事務次官級から課長級までの職員に対して職務・職責に見合った処遇を確保していく必要があるとして、新たな給与体系に関する措置の骨格を示しました。

具体的には、級・号俸から成る俸給表ではなく、年功的な要素を排し、現

行の指定職俸給表を参考とした俸給表を新設するとともに、俸給、業績等手当（ボーナスに相当）、通勤手当及び転勤に関する総合的な手当を基本とした簡素で分かりやすい構成とし、また、年間給与水準については、人材獲得競争の観点で参照すべき民間企業の規模・役職段階等を設定し、民間役員報酬の調査結果等を用いて決定することに言及しています。新たな給与体系については、令和9年夏に具体的な内容を報告することとしています。

さらに、その他のあらゆる世代の職員についても、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直しを行うこととしています。

国家公務員給与が捉えている課題は多くの地方公共団体に共通していることから、本県としても、公務としての類似性を有し、専門的見地から検討されている国の新たな給与体系等の内容を十分に踏まえつつ、今後の国の動向を注視し、検討を進めていく必要があります。

5 公立学校教員の給与（新たな職（主務教諭）の給与）

昨年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法等」という。）」については、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるための措置を一括して講ずるものです。

同法により学校教育法の一部が改正され、本年4月から、新たな職として、学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う主務教諭を設置できるようになりました。

こうした状況を踏まえ、本県教育委員会では、組織的・機動的な学校運営体制の更なる充実を図るため、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」等の一部を改正し、主務教諭を令和9年4月から設置することとしました。

また、市町村教育委員会（指定都市を除く。）においても、市町村立の小学校、中学校等の県費負担教職員について、県立の学校と同様の職を令和9年4月から設置する予定です。

主務教諭は、従来の教諭の職務に加え、教職員間の総合的な調整という新たな職務を担うことから、その職務の複雑、困難及び責任の度が、教諭とは異なると認められます。したがって、こうした主務教諭の職務・職責に応じた給与とするため、任命権者においては、教育職給料表の2級と3級の間に新たな級を創設する必要があります。

本委員会としては、都道府県等の人事委員会で構成する全国人事委員会連合会の示したモデル給料表が改正給特法等の内容を踏まえたものであることから、新たな級の創設に当たっては、当該モデル給料表を参考に教育職給料表を改定することが適当と考えます。

6 公務運営

(1) 人材の確保・育成

ア 多様な人材の確保と採用制度

社会経済や国際情勢の急激な変化により複雑・多様化する行政課題に取り組むためには、使命感とチャレンジ精神にあふれ、県民の目線に立って職務遂行ができる人材や多様な経験・スキルを持つ人材を継続的に確保していく必要があります。

首都圏に位置する本県では、国や他の地方公共団体に加え、民間企業との間で優秀な人材の獲得競争がますます激しくなっており、就職活動の早期化が顕著であることも含め、本県の職員採用を取り巻く情勢は急速に変化しています。

本委員会は、採用が困難な技術系区分及び免許資格職の人材を確保するため、本年度から、一部の免許資格職職員採用試験で論文試験を廃止したほか、福祉職（児童心理）と保健師については、これまでの免許資格職職員採用試験に加え、秋季免許資格職職員採用試験を新たに実施するとともに、土木職と電気職については、大学等推薦試験を新設することで、受験機会の拡大を図りました。また、本県は、これまでも、多様な職務経験・社会活動経験やスキル・資格等を持つ人材を確保するため、民間企業との人事交流や任期付職員の採用のほか、中途採用試験などに取り組んできたところです。

これらの取組により、受験者数全体としてはおおむね横ばいで推移していますが、採用が困難な技術系区分及び免許資格職は、採用予定者数の確保に至っていません。そのため、本委員会は求職者の実態や民間企業、国、他の地方公共団体の動向も踏まえながら、人材の確保につながる試験制度を検討していく必要があります。また、労働市場の採用意欲が高い状況においては、採用試験の合格者を採用へとつなげる働きかけが重要となることから、本委員会は、引き続き任命権者における取組に期待します。

本県では、県職員として働く魅力を分かりやすく発信するため、職員採用ホームページにおいて、職員の働く様子や職場の雰囲気を動画で紹介し、転職者を含めた新規採用職員のメッセージを発信するとともに、

人事制度や研修制度、子育て関連制度の紹介等、受験者が知りたい情報を掲載しています。

また、民間企業が運営する就職情報サイト、SNS、インターネット広告を活用した採用試験の周知や職員採用説明会の広報を継続して実施しています。新たな取組として、採用が困難な土木・建築・電気の3職種において漫画形式の動画広告を通じて魅力を発信するなど、様々な媒体により受験者に情報を提供しています。これらに加え、採用パンフレットについて、I種試験の申込対象者をターゲットとしたリーフレットに刷新するため、内容の見直しを図っています。

さらに、従来からの取組として、職員採用説明会、庁舎公開と同時開催した「県職員採用説明会・相談会」及び「県のしごと紹介座談会」の実施並びに大学等説明会及び民間企業主催の合同説明会への積極的な参加を通じて、採用試験等の個別相談を行いました。これらに加え、説明会とセットで庁舎見学ができるイベントを学生の夏休み期間に実施し、求職者からのニーズが多かった「職場の雰囲気を知る機会」を提供しました。

受験者の確保に向けて、就職先として本県を考えたことがない学生には、キャリア選択が可能な人事制度となっていること、テレワーク及び時差出勤といった職員のライフスタイルに合わせた働き方ができること、また、公務員試験対策を負担に感じる学生には、人物重視の試験であることを分かりやすく伝えていく必要があります。

本委員会は、引き続き、各種広報媒体による積極的な情報発信、各種説明会への参加等を通じて、就職先としての認知度を高め、受験者の確保を図れるよう、任命権者とも連携し、様々な広報活動を展開していき

ます。

また、任命権者においては、本年、学生に職業意識の向上や県政に対する理解を深めてもらうことを目的とした「神奈川県庁体験プログラム（インターン）」を、春季（２月～３月）及び夏季（８月～９月）に実施しました。

昨今、学生が就職活動でインターンシップを重要視している現状を踏まえ、任命権者において、当該取組の受入体制や内容の更なる充実を図っていく必要があります。また、人事院は、本年の報告において、ブランドメッセージの策定や情報集約・発信を推進し、特に若年層への重点的展開を視野に入れた国家公務員の魅力発信強化に言及しており、引き続き、本県として、国の動向を注視していく必要があります。

イ 人材育成とキャリア形成

令和６年３月に策定された「第３期 組織・人事改革戦略」（以下「戦略」という。）で掲げた「めざすべき職員像・組織像」の実現に向けた人材育成を行っていくためには、職員の実践能力の養成や専門性の向上が必要であり、引き続き組織的な人材育成に取り組むことで、質の高い県民サービスを提供していくことが重要です。

任命権者においては、戦略を踏まえ、職員が自身のキャリアプランを実現し、自らの強みを伸ばし、弱みを克服していくために、主体的に学ぶことができる選択研修を実施しています。選択研修では、基礎実務や昨年度設置したＯＪＴ支援のほか、専門性の高い応用実務の講座を開設しており、本年度は、住民との信頼関係を築くスキルを高めるための「共感力発揮」、業務遂行スキルを習得するための「本質を見抜くクリティカルシンキング」等の科目を新設して研修科目の充実を図りました。

加えて、新規採用職員に対して、実務に直結する知識やスキルの習得を目的とした研修を実施しているほか、業務のとりまとめや若手職員への指導・助言を行う副主幹級職員、主査級職員に対して、マネジメントの基礎や業務管理能力を学ぶ科目を設置するなど職責に応じた研修の充実を図ってきました。

さらに、オンライン研修や短時間の動画研修など、職員が時間や場所を柔軟に選択できる多様な実施形態の研修を拡充し、研修受講の促進に努めています。

また、職員の主体的なキャリア開発・形成や成長を支援するため、専門資格を有するカウンセラーによるキャリアカウンセリングをオンラインでも実施することで、職員が相談しやすい環境を整えるとともに、所属単位での目標・ミッションやグループ・出先機関の課等の単位で主に業務内容や関連する職務分野、活かせる・身につくスキル等を一覧にした「所属業務カタログ（試行版）」を示し、職員の主体性や意欲を重視した人材育成に取り組んでいます。

さらに、各局が専門研修を実施する際の費用の一部や、外部機関が実施する研修への参加費用の一部を補助する取組のほか、本年度から建築職や電気職等一部の職種を対象に、「資格取得支援事業」を開始しました。これらの取組を通じて職員の専門性向上を支援しています。

本委員会は、任命権者において、戦略に基づき、こうした取組を通じて職員の実務能力の養成に努めるとともに、主体的なキャリア形成につながる人材育成の仕組みづくりを期待します。

任命権者は、管理職が大量に退職する今後10年を見据えた人事制度の見直しに取り組んでおり、本年1月に専門的見地から制度全般を見直す

ため有識者による「人事制度見直し検討会」を設置し、「少ない幹部、若手職員中心の執行体制」、「早期の人材育成と適材適所の能力活用」等について検討を行っています。

さらに、職員の意見を反映させるため「人事制度見直しプロジェクトチーム」を設置して、職員全員が共有できる理念・目標の策定に向けた検討や検討会に対する意見提案に関する議論等を行っています。

本委員会は、任命権者において、検討会及びプロジェクトチームにおける議論を踏まえた上で、全ての職員が能力を最大限発揮できる神奈川県庁となることを目指した人事制度の見直しに取り組むことを期待します。

ウ 多様な人材の活躍推進

多様な視点や発想を県の政策に反映することは、行政サービスの質の向上に資することから、性別、障害の有無、年齢などに関わりなく全ての職員が活躍することが求められます。

本県では、本年3月に、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」（計画期間：令和8年度から令和12年度まで。以下「職員行動計画」という。）を改定し、令和12年度の知事部局等（知事部局、企業庁、議会局、各局委員会、教育委員会（教員を除く。））の管理職に占める女性職員の割合を25%に設定しました。令和8年4月1日におけるその割合は、21.0%（知事部局24.6%）となっており、目標達成に向け職員行動計画に沿って取組を進める必要があります。一方、グループリーダー級職員に占める女性職員の割合については、同時点で27.7%となっており、幹部候補となる女性職員の人材プールの形成が進みつつあります。引き続き、本委員会は、任命権者において、管理職候補とな

る中堅層の育成を進めるとともに、職員誰もが希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備を期待します。

本県は、昨年3月に「第2期 障害者活躍推進計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定し、これまで、採用選考における拡大印刷や点字等による対応のほか、採用前の医師同席の面談や採用後の管理監督者面談、障害者への就労経験の機会の提供等を目的として県庁内に設置している「かながわチャレンジオフィス」の規模の拡大などにより、障害者雇用の推進に取り組んできました。

昨年度からは、任命権者において、障害のある職員が希望に応じて提出できる「配慮事項共有シート」を導入し、当該職員が、障害特性や希望する配慮等を所属の管理監督者と共有することで、職員と所属が一緒になって働きやすい職場環境の整備を進めています。

こうした中、本年7月1日から、地方公共団体に適用される障害者雇用率は3.0%（教育委員会2.9%）となりました。また、今後は、障害のある職員の年齢構成などにより、一定程度の退職も見込まれます。

本委員会は、任命権者に対し、受入体制の強化や計画的な採用を通じて雇用の推進を図るとともに、適切な配置及び育成に当たっての合理的配慮により、障害のある全ての職員が活躍できる職場環境づくりを引き続き推進することを求めます。

また、令和5年度から段階的に定年が引き上げられるとともに、管理監督職に就いている職員は、原則として、60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理監督職に降任することとなりました。

任命権者においては、ベテラン世代の職員に対するリフレッシュ休暇の付与のほか、本年度は、ベテラン世代向け研修「ベテランのマインド

チェンジ」等のシラバスの記載内容を充実させ、受講を促す取組を行っています。

人事院では、民間における事例等も踏まえ、60歳を超える職員を含め、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した人事管理・処遇を目指していくことが必要であるとしています。

本県としても、今後の国の動向を注視し、ベテラン世代の職員がより能力を発揮して活躍できる取組の検討を進めていく必要があります。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 仕事と生活の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに対する社会全体の意識が高まり、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している中で、時代に即し、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進することは、職員誰もが活躍できる勤務環境を整備し、仕事と生活の両立支援を図る上で極めて重要です。

少子高齢化の急速な進展や共働き世帯の増加等に伴い、育児や介護の責任を担う職員が今後更に増加していくことが考えられるとともに、育児や介護に限らない様々な事情を抱える職員が、安心して仕事と生活を両立し、その能力を十分に発揮することができるよう、働きやすい勤務環境の整備が一層求められています。

任命権者においては、育児や介護が必要になった旨を申し出た職員に対し、両立支援制度等の情報提供等を行うほか、職員向けサイトで、各種休暇制度や柔軟な働き方について周知するとともに、フレックスタイム制度における選択的週休3日制の育児・介護を行う職員への導入や、子の看護等休暇の日数拡大など、育児・介護と仕事の両立支援を推進し

ています。

人事院は、介護に至る前の親の体調変化や、いわゆる「小1の壁」などへの対応として、取得事由を問わない年間7日の日数の無給休暇を新設し、令和9年4月から実施するよう勧告しました。また、フレックスタイム制の更なる柔軟化として、1日の最短勤務時間を見直すとともに、各府省の判断でコアタイムを設定しないことも可能とする見直しを行うとしています。さらに、多様な成長機会を用意する「成長できる職場」の整備として、自己啓発等休業の事由を拡大し、職員の主体的な学びや経験の機会の確保に向けた検討を進めるとしています。

任命権者においては、新たな無給休暇について、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方に寄与するとする人事院の勧告の趣旨や、職員のニーズ、既存の休暇制度等の利用状況など、本県の実情を踏まえ、適切な対応を検討していくものと考えます。

また、フレックスタイム制度については、柔軟な働き方の促進につながるため、育児や介護を担う職員に限らず、全ての職員が選択的週休3日制の選択を可能とするなど、更なる柔軟化を図っていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、個人の事情に配慮した柔軟な働き方がより一層可能となるとともに、職員の多様な成長機会が確保されるような職場環境づくりも非常に重要です。そのために、本委員会は、各種休暇、フレックスタイム制度や自己啓発等休業など、様々な支援制度がより利用しやすくなるよう、任命権者において、職員本人だけでなく管理職を含めた周囲の職員への周知・啓発を積極的に進めてい

くことを期待します。

本委員会においても、柔軟な勤務時間制度等に関する国の動向を注視するとともに、引き続き、休暇制度等に関する分かりやすい情報提供に取り組んでいきます。

イ 働き方改革による長時間労働是正等の取組

長時間労働の是正等は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、多様な人材の確保や定着といった観点からも重要な課題の一つです。

人事院は、長時間の超過勤務が行われている職場に対する伴走支援の対象府省の拡大や特例業務の判断基準等を明確化する通知改正、代休日の指定等の見直しといった取組を進めています。

本県では、知事を本部長とする働き方・行政改革推進本部を設置し、「働き方改革取組方針」（取組期間：令和6年度から令和9年度まで。以下「取組方針」という。）の下、全庁を挙げた過重労働防止策に取り組んでいます。

昨年度は、研修やイベント運営の外部委託、デジタル技術の活用などにより、全庁で230件の事務事業を見直し、約25万時間の業務削減を実現しました。さらに、主幹級職員など特定の職位に長時間労働が偏在していることを踏まえ、副主幹・主査級の中堅職員が業務を取りまとめ、若手職員への指導・助言を担う「チームによる業務遂行」を推進しました。

これまでの取組により、昨年度は、月100時間以上の時間外勤務を行った職員は0人、月80時間超の時間外勤務を行った職員は63人となり、それぞれ令和6年度から減少しましたが、取組方針で掲げる「時間外勤務月80時間超の職員ゼロ」という目標の達成には至っていません。

加えて、本委員会規則で限度時間として定める月45時間及び年360時間を超える時間外勤務を行う職員は増加傾向にあることから、本委員会は、任命権者において、数値目標の早期達成のみならず、限度時間も念頭に、多様な人材の確保等の観点や国の動向も踏まえながら、更なるリーダーシップを発揮して、長時間労働を是正するための取組を強力に推進していくことを求めます。

また、本県教育委員会は、昨年3月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるとしています。さらに、本年3月には、県立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速させるものとして、「神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。これまでの取組により、目標である「時間外在校等時間月45時間超の教員の割合0%」などに向けて、該当する教員の割合は減少傾向にありますが、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多いという実態があります。

本委員会は、人材の確保という観点からも、業務の削減・見直しや校務DXの加速化等といった各種取組の着実な実施、「市町村立学校働き方改革加速化補助金」による県域の市町村立学校が行う取組への支援等により、教員の負担軽減が一層図られることを期待するとともに、引き続き、教員の時間外勤務の状況を注視していきます。

ウ 健康管理対策の推進

職員が、身体的にも精神的にも満たされた健康な状態でいきいきと働くことは、組織を活性化し、質の高い県民サービスを提供することにつながるものであるため重要です。

本県では、令和6年3月に「第3期 神奈川県職員健康経営計画＜県庁CHO計画＞」（取組期間：令和6年度から令和9年度まで）を策定し、「身体健康」「心の健康」「職場環境改善」を3つの柱とする施策体系について数値目標を設定し、取組を進めています。

同計画では、近年、メンタルヘルス相談件数が高止まりし、休職者数も増加している状況があることから、職員のメンタルヘルス対策にも重点的に取り組むとしています。同計画に基づき、ストレスチェックの目的や重要性の周知、受検率の向上に努めるほか、所属長向けのストレスチェックの集団分析結果説明、高ストレス者への面接実施、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応のためのメンタルヘルス相談の実施など、職員と組織がそれぞれの役割を理解し、連携を図りながら対策を講じています。

また、昨年6月には、ラインケアサポート窓口を新たに設置し、メンタルヘルス対策を強化しています。

本委員会は、職員一人ひとりが心身の健康状態を良好に保ち、能力を最大限発揮できるよう、引き続き、健康管理対策に取り組み、健康経営を実践していくことを期待します。

エ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つけ、心身の健康を害するばかりか、職場全体の士気や公務能率を大きく低下させるものであり、徹底して防止する必要があります。

任命権者は、これまで、ハラスメント防止指針や事例集などハラスメントに関する情報をワンストップで確認できる「ハラスメント防止対策ポータル」の開設や、研修の強化等による意識改革の徹底などの取組を

行ってきたほか、令和３年度からは、毎年11月を「働き方改革推進月間」として位置付け、働き方改革の推進に向けた取組の一環として、幹部職員向け研修を実施するなど、ハラスメント防止に向けた取組を強化してきました。

しかし、任命権者の相談窓口や本委員会の職員苦情相談窓口には、昨年度も一定数の相談が寄せられ、また、任命権者が実施した「令和７年度働き方・行政改革に関する職員の意識調査」によると、「直近１年間にパワーハラスメントを受けたことがある」と回答した職員は10.6%と、令和６年度（10.9%）からわずかに減少したものの、一定の割合を占めています。

こうした中、不祥事防止取組強化項目の一つとして「ハラスメントの根絶」を掲げ、各所属においては、研修や点検の機会を活用し、ハラスメントの加害者をつくらない取組に加えて、その周囲にいる職員が取り組むべき点も含めて意識啓発を行い、職員一人ひとりが当事者意識を持って根絶に取り組む体制づくりを強化することとしています。

本委員会は、任命権者において、今後も、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するほか、円滑なコミュニケーションにより風通しの良い職場環境を醸成するなど、ハラスメントを生じさせない職場づくりを積極的に進めていくよう求めます。

また、任命権者は、カスタマーハラスメントについて、昨年３月に「神奈川県庁カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定し、昨年度から本格的に対策を進めています。

カスタマーハラスメントに対する職員の負担を減らし、安心して働き続けられる職場環境を整備することは非常に重要です。本委員会は、任

命権者において、有効なカスタマーハラスメント対策を一層推進していくよう求めます。

本委員会としても、職員苦情相談窓口の対応がこれらのハラスメント関連事案解決の一助となるよう、引き続き取り組んでいきます。

「職員の給与等に関する報告」については、以上のとおりです。

本県では、公務員としての自覚を欠いた職員による不祥事が後を絶ちません。法令等を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき公務員の不祥事により、行政に対する県民の信頼や期待が大きく損なわれていることは看過できない事態です。

県民の信頼を回復するために、職員一人ひとりが厳正な規律意識と強い使命感の下、職務に専念することはもとより、勤務時間の内外を問わず高い倫理観を持って行動されることを望みます。

議会及び知事におかれましては、職員給与等についての本委員会の見解を御理解の上、別紙第２で示す勧告を速やかに実施されるよう要請します。

給与等の報告・勧告制度の下、職員の適正な勤務条件を確保することは、中立かつ公正な第三者機関である人事委員会の使命であり、本委員会としては、今後ともその責任を果たしてまいります。

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

I 令和8年4月の民間給与との比較に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合を100分の13とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給月数

(イ) (i)以外の職員

期末手当の支給月数を1.2875月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7375月）とし、勤勉手当の支給月数を1.0875月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5375月）とすること。

(i) 特定幹部職員

期末手当の支給月数を1.0875月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375月）とし、勤勉手当の支給月数を1.2875月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375月）とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給月数

(7) (i)以外の職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月）とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月）とすること。

(i) 特定幹部職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.075月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月）とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.275月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和8年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.8月とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.775月とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 8 年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を0.9875月とし、勤勉手当の支給月数を0.9125月とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給月数

6 月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ0.975月とし、6 月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.9月とすること。

Ⅱ 新たな職（主務教諭）の設置に伴う職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の改正

I 1 (1)による改定後の教育職給料表を別記第 4 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 5 の切替要領によること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、I 1 (3)イ、I 2 (2)イ及び I 3 (2)イ並びにⅡについては、令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

2 その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500				
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800				
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100				
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400				
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700				
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800					
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100					
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400					
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600					
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900					
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100					
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400					
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600					
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900					
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200					
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500					
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700					
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000					
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300					
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500					
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700					
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000					
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300					
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500					
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700					
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000					
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300					
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500					
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700					
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000					
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300					
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500					
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700					
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400						
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700						
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900						
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100						
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400						
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700						
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900						
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100						
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400						
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700						
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900						
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100						
	86	275,500	315,300	366,500								
	87	275,800	315,600	366,900								
	88	276,100	315,900	367,300								

	89	276,400	316,200	367,500							
	90	276,700	316,500	367,900							
	91	277,000	316,800	368,300							
	92	277,300	317,100	368,700							
	93	277,600	317,300	368,900							
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		218,800	270,000	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,900	249,800	270,300	301,900	330,200
	2	209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
	3	211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
	4	213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
	5	214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
	6	216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
	7	218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
	8	219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
	9	221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
	10	222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
	11	224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
	12	225,600	257,800	279,600	308,300	342,900
	13	227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
	14	228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
	15	230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
	16	231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
	17	232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
	18	234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
	19	235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
	20	237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
	21	238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
	22	239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
	23	240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
	24	241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
	25	242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
	26	243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
	27	244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
	28	245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
	29	245,900	265,200	289,600	314,700	359,800
	30	246,700	265,700	290,300	315,200	360,800
	31	247,500	266,100	291,000	315,600	361,800
	32	248,200	266,500	291,600	316,100	362,700
	33	249,000	266,800	292,300	316,600	363,600
	34	249,500	267,300	293,000	317,000	364,500
	35	250,000	267,800	293,700	317,400	365,300
	36	250,500	268,200	294,300	317,900	366,200
	37	251,100	268,600	294,900	318,400	367,100
	38	251,600	269,100	295,600	318,900	368,100
	39	252,000	269,500	296,200	319,400	369,100
	40	252,500	269,900	296,700	319,900	370,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	252,900	270,300	297,200	320,400	370,900
	42	253,200	270,700	297,700	320,900	371,800
	43	253,500	271,200	298,100	321,500	372,700
	44	253,800	271,500	298,500	322,000	373,500
	45	254,200	271,800	299,000	322,400	374,300
	46	254,500	272,200	299,600	322,900	375,300
	47	254,900	272,600	300,100	323,500	376,300
	48	255,300	272,900	300,400	324,100	377,200
	49	255,600	273,300	300,800	324,700	378,100
	50	255,900	273,700	301,200	325,400	379,100
	51	256,200	274,000	301,700	326,100	380,100
	52	256,500	274,300	302,200	326,800	380,900
	53	256,700	274,700	302,600	327,400	381,800
	54	257,000	275,000	303,000	328,100	382,600
	55	257,300	275,300	303,500	328,700	383,500
	56	257,600	275,700	304,000	329,300	384,400
	57	257,800	276,000	304,400	329,900	385,200
	58	258,100	276,300	305,000	330,600	385,900
	59	258,400	276,600	305,500	331,300	386,600
	60	258,600	276,900	306,100	331,900	387,300
	61	258,800	277,200	306,700	332,400	387,900
	62	259,100	277,500	307,200	332,900	388,600
	63	259,400	277,800	307,700	333,500	389,300
	64	259,600	278,100	308,200	334,100	390,000
	65	259,800	278,300	308,600	334,700	390,600
	66	260,100	278,600	309,100	335,100	391,300
	67	260,400	278,900	309,500	335,500	392,000
	68	260,600	279,100	309,900	336,000	392,700
	69	260,800	279,300	310,200	336,300	393,300
	70	261,100	279,600	310,500	336,800	394,000
	71	261,400	279,900	310,900	337,300	394,700
	72	261,600	280,100	311,300	337,700	395,400
	73	261,800	280,300	311,600	337,900	396,000
	74	262,100	280,600	311,900	338,200	396,700
	75	262,400	280,900	312,300	338,400	397,400
	76	262,600	281,100	312,700	338,700	398,100
	77	262,800	281,300	313,100	339,000	398,700
	78	263,100	281,600	313,500	339,300	399,400
	79	263,400	281,900	313,900	339,600	400,100
	80	263,600	282,100	314,300	339,800	400,800
	81	263,800	282,300	314,600	340,000	401,400
	82	264,100	282,600	315,100	340,300	402,100
	83	264,300	282,900	315,500	340,600	402,800
	84	264,600	283,100	316,000	340,800	403,500
	85	264,800	283,300	316,300	341,000	404,100
	86	265,000	283,500	316,800	341,200	
	87	265,300	283,800	317,300	341,500	
	88	265,600	284,100	317,600	341,800	

89	265,800	284,300	318,000	342,000
90	266,100	284,500	318,500	342,300
91	266,400	284,800	319,000	342,600
92	266,600	285,000	319,500	342,800
93	266,800	285,300	319,800	343,000
94	267,100	285,600	320,200	343,300
95	267,400	285,900	320,600	343,600
96	267,600	286,100	321,100	343,800
97	267,800	286,300	321,500	344,000
98	268,100	286,600	321,900	
99	268,400	286,800	322,200	
100	268,600	287,100	322,500	
101	268,800	287,300	322,800	
102	269,100	287,500	323,200	
103	269,400	287,800	323,500	
104	269,600	288,100	323,900	
105	269,800	288,300	324,200	
106		288,500	324,600	
107		288,800	325,000	
108		289,000	325,200	
109		289,300	325,400	
110		289,600	325,700	
111		289,900	326,000	
112		290,100	326,200	
113		290,300	326,400	
114		290,600	326,700	
115		290,800	327,000	
116		291,000	327,200	
117		291,300	327,400	
118		291,600	327,700	
119		291,900	328,000	
120		292,100	328,200	
121		292,300	328,400	
122		292,500	328,700	
123		292,800	329,000	
124		293,100	329,200	
125		293,300	329,400	
126		293,500	329,700	
127		293,800	330,000	
128		294,100	330,200	
129		294,300	330,400	
130		294,500		
131		294,800		
132		295,100		
133		295,300		
134		295,500		
135		295,800		
136		296,100		

	137	基給料月準額円	296,300	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
定年前再任用短時間勤務員		225,300	237,100	256,900	279,700	314,900		

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	274,000	280,600	331,000	356,200	410,400	447,100
	2	238,800	259,800	275,700	282,500	331,800	357,700	412,100	449,400
	3	241,200	262,000	277,400	284,600	332,800	359,100	413,800	451,900
	4	243,600	264,200	278,900	286,700	333,600	360,600	415,500	454,300
	5	246,000	266,400	280,500	288,700	334,500	362,100	417,000	456,700
	6	248,700	268,400	282,500	290,000	335,700	363,600	418,900	458,500
	7	251,400	270,400	284,600	291,300	337,000	365,000	421,000	460,400
	8	254,300	272,200	286,700	292,600	338,300	366,400	423,000	462,300
	9	257,600	274,000	288,700	293,900	339,600	367,800	426,400	464,100
	10	259,800	275,700	290,000	295,200	341,100	369,400	428,400	465,700
	11	262,000	277,400	291,300	296,400	342,500	371,100	429,900	467,300
	12	264,200	278,900	292,600	297,600	343,600	372,700	431,500	468,800
	13	266,400	280,500	293,900	298,800	344,700	374,200	432,900	470,200
	14	268,400	282,500	295,200	299,800	345,900	375,800	434,500	471,900
	15	270,400	284,600	296,400	300,800	347,100	377,400	436,100	473,500
	16	272,200	286,700	297,600	302,200	348,300	378,900	437,600	474,900
	17	274,000	288,700	298,800	303,300	349,400	380,400	439,100	475,800
	18	275,700	290,000	299,800	305,400	352,400	382,000	441,200	477,400
	19	277,400	291,300	300,800	307,800	355,300	383,600	443,200	479,200
	20	278,800	292,600	302,200	310,200	358,200	385,100	445,400	481,000
	21	280,200	293,900	303,300	312,500	361,200	386,600	447,100	482,500
	22	282,000	295,200	304,400	314,300	363,200	388,200	448,700	484,300
	23	283,300	296,400	305,500	315,800	364,700	389,800	450,200	486,100
	24	284,700	297,600	306,600	317,100	366,200	391,400	451,700	487,800
	25	286,100	298,800	307,800	318,900	367,500	392,800	453,200	489,400
	26	287,300	299,800	308,400	320,000	369,200	395,300	454,800	491,100
	27	288,500	300,800	308,900	321,000	370,800	398,000	456,200	492,700
	28	289,600	302,200	309,500	322,300	372,500	400,700	457,600	494,500
	29	290,900	303,300	309,900	322,900	374,000	403,300	458,700	496,000
	30	292,000	304,400	310,500	323,600	375,700	405,500	460,100	497,400
	31	293,200	305,500	311,000	324,200	377,300	407,500	461,600	498,900
	32	294,300	306,600	311,500	324,900	378,800	409,200	463,100	500,200
	33	295,600	307,800	311,900	325,500	380,400	410,900	464,400	501,400
	34	296,900	308,400	312,500	326,200	382,000	412,500	466,100	502,100
	35	298,100	308,900	313,000	326,900	383,600	414,200	467,700	502,800
	36	299,300	309,500	313,500	327,500	385,100	415,900	469,300	503,400
	37	300,200	309,900	314,000	328,200	386,600	417,600	470,700	503,900
	38	302,100	310,500	314,600	328,900	388,200	419,600	472,400	504,600
	39	304,100	311,000	315,000	329,500	389,800	421,500	474,100	505,200
	40	305,900	311,500	315,400	330,300	391,400	423,400	475,700	505,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	307,800	311,900	315,900	331,000	392,800	425,100	477,100	506,100
	42	308,400	312,500	316,500	331,800	394,500	426,500	477,800	506,700
	43	308,900	313,000	317,100	332,800	396,200	427,800	478,500	507,200
	44	309,500	313,500	317,600	333,600	397,700	429,100	479,200	507,700
	45	309,900	314,000	318,200	334,500	399,300	430,100	479,600	508,200
	46	310,500	314,600	318,900	335,700	400,900	431,200	480,100	508,600
	47	311,000	315,000	319,600	337,000	402,500	432,200	480,700	509,000
	48	311,500	315,400	320,200	338,300	404,100	433,300	481,300	509,400
	49	311,900	315,900	320,800	339,600	405,800	434,400	481,900	509,700
	50	312,500	316,500	323,000	341,100	407,800	435,600	482,600	
	51	313,000	317,100	325,200	342,500	409,800	436,700	483,100	
	52	313,500	317,600	327,400	343,500	411,800	437,900	483,600	
	53	314,000	318,200	329,400	344,400	413,500	439,300	484,100	
	54	314,600	318,900	331,500	345,700	415,200	441,500	484,400	
	55	315,000	319,600	333,600	346,900	416,700	444,000	484,700	
	56	315,400	320,200	335,400	348,000	418,200	446,300	485,100	
	57	315,900	320,800	337,700	349,100	419,400	448,700	485,400	
	58	316,500	321,600	339,700	350,400	420,400	450,200	485,600	
	59	317,100	322,400	341,500	351,600	421,400	451,700	485,900	
	60	317,600	323,100	343,400	352,700	422,400	453,100	486,100	
	61	318,200	323,900	344,400	353,800	423,600	454,600	486,400	
	62	318,900	324,900	345,700	355,000	424,700	455,900	486,600	
	63	319,600	325,900	346,900	356,300	425,800	457,100	486,800	
	64	320,200	326,900	348,000	357,500	426,900	458,300	487,000	
	65	320,800	328,000	349,100	358,700	428,300	459,300	487,400	
	66	321,600	329,100	350,400	359,900	429,100	460,000		
	67	322,400	330,100	351,600	361,100	429,900	460,800		
	68	323,100	331,100	352,700	362,300	430,500	461,600		
	69	323,900	332,200	353,800	363,500	431,000	462,100		
	70	324,900	333,300	355,000	364,800	432,400	462,500		
	71	325,900	334,400	356,300	366,000	434,200	462,900		
	72	326,900	335,500	357,500	367,200	435,800	463,200		
	73	328,000	336,400	358,700	368,500	437,600	463,500		
	74	329,100	337,600	359,900	369,800	438,500	463,900		
	75	330,100	338,700	361,100	371,000	439,300	464,200		
	76	331,100	339,800	362,300	372,300	440,000	464,500		
	77	332,200	340,800	363,500	373,200	440,900	464,700		
	78	333,300	341,900	364,800	374,500	441,600	465,000		
	79	334,400	343,000	366,000	375,700	442,300	465,300		
	80	335,500	344,200	367,200	376,900	442,900	465,600		
	81	336,400	345,300	368,500	378,000	443,600	465,900		
	82	337,600	346,400	369,800	379,300	444,000	466,200		
	83	338,700	347,600	371,000	380,700	444,600	466,500		
	84	339,800	348,800	372,300	382,100	445,200	466,800		
	85	340,800	349,500	373,200	383,400	445,600	467,000		
	86	341,900	350,800	374,500	384,900	446,200	467,300		
	87	343,000	352,100	375,700	386,400	446,700	467,600		
	88	344,200	353,400	376,900	387,800	447,200	467,900		

89	345,300	354,600	378,000	389,000	447,700	468,100
90	346,400	356,000	379,300	390,400	448,300	468,400
91	347,600	357,400	380,700	391,700	448,700	468,700
92	348,800	358,800	382,100	393,100	449,100	468,900
93	349,500	360,100	383,400	394,200	449,500	469,100
94	350,800	361,700	384,900	395,400	449,800	469,400
95	352,100	363,200	386,400	396,600	450,100	469,700
96	353,400	364,700	387,800	397,800	450,400	470,000
97	354,600	366,100	389,000	399,100	450,700	470,200
98	356,000	367,600	390,400	400,300	451,000	470,500
99	357,400	369,100	391,700	401,500	451,300	470,800
100	358,800	370,500	393,100	402,600	451,500	471,100
101	360,100	371,800	394,200	403,700	451,700	471,300
102	361,700	373,000	395,400	404,900	452,000	
103	363,200	374,200	396,600	406,000	452,300	
104	364,700	375,500	397,800	407,200	452,500	
105	366,100	376,800	399,100	408,400	452,700	
106	367,600	378,300	400,300	408,900	453,000	
107	369,100	379,800	401,500	409,400	453,300	
108	370,500	381,200	402,600	409,900	453,500	
109	371,800	382,500	403,700	410,500	453,700	
110	373,000	383,700	404,900	412,100	454,000	
111	374,200	384,800	406,000	413,700	454,300	
112	375,500	386,000	407,200	415,300	454,500	
113	376,800	387,100	408,300	416,800	454,700	
114	378,300	388,200	408,900	418,000		
115	379,800	389,300	409,400	419,400		
116	381,200	390,400	409,900	420,500		
117	382,500	391,600	410,500	421,800		
118	383,500	392,100	411,100	422,900		
119	384,400	392,700	411,700	424,100		
120	385,500	393,300	412,300	425,300		
121	386,300	393,900	412,600	426,700		
122	386,800	394,400	413,100	427,500		
123	387,300	394,800	413,600	428,300		
124	387,800	395,300	414,100	429,000		
125	388,100	395,700	414,500	429,500		
126		396,100	414,900	430,200		
127		396,600	415,400	430,900		
128		397,100	415,900	431,600		
129		397,500	416,300	431,900		
130		398,000	416,800	432,600		
131		398,600	417,300	433,300		
132		399,100	417,700	433,800		
133		399,300	418,000	434,200		
134		399,800	418,400	434,700		
135		400,300	418,800	435,300		
136		400,700	419,100	435,800		

	137		401,200	419,400	436,300											
	138		401,700	419,900	436,700											
	139		402,200	420,400	437,200											
	140		402,700	420,900	437,700											
	141		403,000	421,200	438,200											
	142		403,500	421,700	438,700											
	143		404,000	422,200	439,300											
	144		404,500	422,700	439,800											
	145		404,800	423,000	440,200											
	146		405,300	423,500	440,800											
	147		405,700	424,000	441,300											
	148		406,100	424,500	441,500											
	149		406,400	424,900	441,800											
	150		406,800	425,400	442,300											
	151		407,300	425,800	442,600											
	152		407,800	426,300	442,900											
	153		408,100	426,700	443,200											
	154				443,600											
	155				444,000											
156				444,400												
157				444,700												
定年前再任用短時間勤務職員		基 給	準 料 月 額 円	基 給	準 料 月 額 円	基 給	準 料 月 額 円	基 給	準 料 月 額 円	基 給	準 料 月 額 円	基 給	準 料 月 額 円	基 給	準 料 月 額 円	
			290,300		295,200		312,900		330,500		349,300		365,000		429,400	

海 事 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	244,100	302,900	345,200	393,200	437,900	492,500
	2	247,500	304,600	346,300	394,900	440,000	494,300
	3	250,900	306,300	347,500	396,600	442,100	496,100
	4	254,200	308,000	348,500	398,200	444,200	497,900
	5	257,500	309,700	349,500	399,800	446,200	499,700
	6	260,700	311,200	350,900	401,500	447,700	501,400
	7	263,900	312,600	352,500	403,200	449,200	503,100
	8	267,000	314,100	354,100	404,800	450,500	504,600
	9	270,100	315,600	356,000	406,400	451,800	506,000
	10	273,000	316,900	357,600	407,900	453,100	507,200
	11	275,900	318,100	359,200	409,400	454,300	508,300
	12	278,800	319,400	360,800	410,900	455,500	509,200
	13	281,600	320,700	362,500	412,400	456,700	510,000
	14	284,500	322,000	364,100	413,900	457,800	511,000
	15	287,400	323,200	365,700	415,300	458,900	512,000
	16	290,000	324,500	367,300	416,700	459,900	512,900
	17	292,600	325,700	368,800	418,300	460,900	513,200
	18	293,900	326,800	369,700	419,800	461,900	514,100
	19	295,200	328,000	370,500	421,400	463,000	514,900
	20	296,600	329,100	371,200	423,000	464,100	515,800
	21	297,900	330,400	372,000	424,500	464,900	516,700
	22	298,900	331,200	372,700	426,000	465,700	517,600
	23	299,900	331,900	373,500	427,500	466,600	518,500
	24	300,900	332,600	374,200	428,900	467,400	519,400
	25	301,900	333,300	375,000	430,200	468,100	520,200
	26	302,500	334,000	375,700	431,500	469,000	520,900
	27	302,900	334,600	376,500	432,800	469,800	521,500
	28	303,300	335,200	377,300	434,000	470,400	522,100
	29	303,700	335,900	378,000	435,200	470,800	522,600
	30	304,100	336,400	378,700	436,100	471,300	523,100
	31	304,400	337,000	379,400	437,100	471,900	523,700
	32	304,700	337,600	380,100	438,000	472,300	524,300
	33	305,000	338,200	380,800	438,500	472,600	524,600
	34	305,300	338,800	381,400	439,300	472,900	525,100
	35	305,600	339,200	382,100	440,100	473,300	525,600
	36	305,900	339,700	382,800	440,900	473,700	526,100
	37	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000	526,600
	38	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500	527,200
	39	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100	527,500
	40	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700	528,100

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	307,400	341,800	386,300	445,000	476,300	528,600
	42	307,600	342,100	387,000	445,800	477,000	
	43	307,900	342,400	387,700	446,400	477,600	
	44	308,200	342,700	388,300	446,800	478,200	
	45	308,500	343,000	389,000	447,000	478,500	
	46	308,700	343,300	389,800	447,300	479,100	
	47	309,000	343,600	390,600	447,600	479,700	
	48	309,300	343,900	391,300	447,900	480,300	
	49	309,600	344,200	392,100	448,200	480,700	
	50	309,900	344,500	393,000	448,400	481,000	
	51	310,200	344,800	393,600	448,700	481,300	
	52	310,400	345,100	394,200	449,100	481,500	
	53	310,600	345,400	394,700	449,400	481,700	
	54	310,900	345,700	395,400	449,900	481,900	
	55	311,200	346,000	396,100	450,400	482,200	
	56	311,400	346,200	396,700	450,900	482,500	
	57	311,600	346,400	397,000	451,500	482,700	
	58	311,900	346,700	397,300	452,100	483,000	
	59	312,200	347,000	397,600	452,600	483,300	
	60	312,400	347,200	397,900	453,100	483,500	
	61	312,600	347,400	398,100	453,700	483,700	
	62	312,900	347,700	398,400	454,200		
	63	313,200	348,000	398,700	454,700		
	64	313,400	348,200	399,000	455,200		
	65	313,600	348,400	399,200	455,700		
	66	313,800	348,700	399,400	456,300		
	67	314,000	349,000	399,700	456,800		
	68	314,300	349,200	400,000	457,400		
	69	314,600	349,400	400,300	457,900		
	70			400,500	458,400		
	71			400,800	459,000		
	72			401,100	459,600		
	73			401,400	459,900		
	74			401,800	460,500		
	75			402,200	461,100		
	76			402,600	461,600		
	77			403,000	462,000		
	78			403,400	462,500		
	79			403,900	463,200		
	80			404,400	463,900		
	81			404,800	464,100		
	82			405,200			
	83			405,600			
	84			406,000			
	85			406,500			
	86			407,000			
	87			407,500			
	88			408,000			

	89			408,300			
	90			408,700			
	91			409,000			
	92			409,400			
	93			409,900			
	94			410,200			
	95			410,700			
	96			411,100			
	97			411,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		254,500	287,400	320,400	366,500	397,800	449,500

海 事 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	232,000	269,100	310,900	338,400	363,000
	2	233,700	272,100	311,800	339,900	363,800
	3	235,400	275,000	312,700	341,400	364,500
	4	237,000	277,900	313,500	342,400	365,200
	5	238,500	280,800	314,400	343,100	365,800
	6	241,300	282,800	315,300	343,800	366,300
	7	244,100	284,800	316,200	344,600	366,800
	8	246,700	286,700	317,100	345,400	367,200
	9	249,400	288,500	318,000	346,300	367,600
	10	251,700	289,900	319,000	347,300	368,000
	11	253,800	291,400	320,000	348,300	368,400
	12	255,900	292,800	320,900	349,300	368,700
	13	257,900	294,100	321,900	350,100	369,000
	14	259,700	295,100	322,900	350,700	369,400
	15	261,500	295,800	323,900	351,200	369,700
	16	263,100	296,400	325,000	351,700	370,000
	17	264,600	296,900	325,800	352,100	370,300
	18	266,100	297,400	326,600	352,600	370,600
	19	267,700	297,800	327,500	353,100	370,900
	20	269,100	298,200	328,500	353,500	371,200
	21	270,500	298,700	329,600	353,900	371,400
	22	271,800	299,500	330,700	354,200	371,700
	23	272,900	300,200	331,700	354,500	372,000
	24	274,000	300,800	332,700	354,800	372,200
	25	275,100	301,400	333,500	355,100	372,400
	26	276,100	301,900	334,300	355,400	372,700
	27	277,100	302,400	335,100	355,700	373,000
	28	278,000	302,900	335,900	356,000	373,200
	29	279,000	303,500	336,600	356,200	373,400
	30	279,900	304,200	337,400	356,500	373,700
	31	280,800	304,900	338,200	356,800	374,000
	32	281,600	305,300	339,000	357,000	374,200
	33	282,300	305,600	339,800	357,200	374,400
	34	283,000	305,900	340,600	357,400	374,700
	35	283,500	306,200	341,300	357,600	375,000
	36	284,000	306,500	341,900	357,900	375,200
	37	284,600	307,000	342,600	358,200	375,400
	38	285,100	307,500	343,400	358,500	375,700
	39	285,500	308,000	344,100	358,800	376,000
	40	285,900	308,600	344,700	359,000	376,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	286,300	309,100	345,300	359,200	376,400
	42	286,700	309,600	346,000	359,500	376,700
	43	287,100	310,100	346,700	359,800	377,000
	44	287,500	310,700	347,200	360,000	377,200
	45	288,000	311,200	347,600	360,200	377,400
	46	288,600	311,800	348,000	360,500	377,700
	47	289,200	312,400	348,400	360,800	378,000
	48	289,800	313,000	348,700	361,000	378,200
	49	290,300	313,500	349,000	361,200	378,400
	50	290,900	314,100	349,300	361,500	378,700
	51	291,500	314,600	349,600	361,800	379,000
	52	292,000	315,100	349,900	362,000	379,200
	53	292,500	315,600	350,200	362,200	379,400
	54	293,000	316,000	350,500	362,500	379,700
	55	293,500	316,500	350,800	362,800	380,000
	56	294,000	316,900	351,000	363,000	380,200
	57	294,500	317,200	351,300	363,200	380,400
	58	295,000	317,600	351,600	363,500	380,700
	59	295,500	318,000	351,900	363,800	381,000
	60	295,900	318,300	352,200	364,000	381,200
	61	296,300	318,700	352,400	364,200	381,400
	62	296,600	319,100	352,700	364,500	381,700
	63	296,900	319,400	353,000	364,800	382,000
	64	297,100	319,600	353,200	365,000	382,200
	65	297,300	319,900	353,400	365,200	382,400
	66	297,600	320,100	353,700	365,500	382,700
	67	297,900	320,400	354,000	365,800	383,000
	68	298,100	320,700	354,200	366,000	383,200
	69	298,300	321,000	354,400	366,200	383,400
	70	298,600	321,200	354,700	366,400	383,700
	71	298,800	321,500	355,000	366,600	384,000
	72	299,000	321,800	355,200	366,800	384,200
	73	299,300	322,100	355,400	367,200	384,400
	74		322,400	355,700	367,400	384,700
	75		322,700	356,000	367,700	385,000
	76		322,900	356,200	368,000	385,200
	77		323,100	356,400	368,200	385,400
	78		323,400	356,700	368,500	385,700
	79		323,700	357,000	368,800	386,000
	80		323,900	357,200	369,000	386,200
	81		324,100	357,400	369,200	386,400
	82		324,400	357,700	369,500	386,700
	83		324,700	357,900	369,800	387,000
	84		324,900	358,100	370,000	387,200
	85		325,100	358,400	370,200	387,400
	86		325,400	358,700	370,500	
	87		325,700	358,900	370,800	
	88		325,900	359,200	371,000	

	89		326,100	359,400	371,200	
	90		326,300	359,600	371,400	
	91		326,600	359,900	371,700	
	92		326,900	360,200	371,900	
	93		327,100	360,400	372,200	
	94		327,400	360,700	372,500	
	95		327,700	360,900	372,800	
	96		327,900	361,200	373,000	
	97		328,100	361,400	373,200	
	98		328,300	361,600	373,500	
	99		328,500	361,800	373,800	
	100		328,800	362,000	374,000	
	101		329,100	362,400	374,200	
	102		329,400	362,600	374,600	
	103		329,600	362,800	374,800	
	104		329,800	363,100	375,000	
	105		330,100	363,400	375,200	
	106			363,600		
	107			363,900		
	108			364,200		
	109			364,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		247,500	264,200	266,200	290,800	323,200

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600	535,000
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800	542,900
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500	550,700
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400	557,800
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300	563,100
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300	567,600
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	532,300	570,600
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	536,700	572,600
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	541,000	
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	544,500	
	11	222,900	279,800	369,700	416,100		
	12	224,900	281,700	371,300	417,500		
	13	226,900	283,700	372,900	418,700		
	14	228,800	285,900	374,000	420,200		
	15	230,700	288,100	375,000	421,700		
	16	232,500	290,300	376,000	423,200		
	17	234,200	292,500	377,300	424,700		
	18	236,000	294,800	378,500	426,300		
	19	237,800	297,200	379,700	427,900		
	20	239,600	299,600	380,900	429,600		
	21	241,500	301,900	382,100	430,800		
	22	243,300	304,100	383,300	432,200		
	23	245,000	306,200	384,400	433,600		
	24	246,700	308,300	385,400	434,900		
	25	248,400	310,400	386,500	436,200		
	26	250,500	312,300	387,500	437,500		
	27	252,400	314,200	388,400	439,000		
	28	254,300	316,100	389,400	440,500		
	29	256,200	318,000	390,300	441,700		
	30	257,400	319,500	391,000	442,900		
	31	258,500	321,100	391,800	444,500		
	32	259,600	322,600	392,500	446,000		
	33	261,000	324,100	393,100	447,300		
	34	262,300	325,600	393,800	448,700		
	35	263,700	327,100	394,500	450,100		
	36	265,100	328,600	395,300	451,500		
	37	266,500	330,000	396,000	452,900		
	38	268,000	331,000	396,700	454,300		
	39	269,500	331,900	397,500	455,700		
	40	271,100	332,700	398,200	457,100		

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	41	272,500	333,400	399,000	458,200		
	42	273,800	333,900	400,100	459,500		
	43	275,200	334,400	401,300	460,900		
	44	276,600	334,800	402,500	462,200		
	45	278,100	335,200	403,200	463,000		
	46	279,400	335,700	404,200	463,800		
	47	280,700	336,200	405,000	464,700		
	48	281,900	336,600	405,700	465,600		
	49	283,100	337,000	406,400	466,400		
	50	284,200	337,400	407,100	467,200		
	51	285,300	337,800	407,700	467,800		
	52	286,400	338,300	408,300	468,600		
	53	287,400	338,700	408,900	469,000		
	54	288,500	339,100	409,600	469,600		
	55	289,500	339,500	410,400	470,100		
	56	290,500	339,900	411,200	470,600		
	57	291,500	340,300	411,800	471,100		
	58	292,200	340,600	412,600			
	59	292,700	341,000	413,300			
	60	293,300	341,400	414,000			
	61	293,900	341,800	414,600			
	62	294,500	342,300	415,300			
	63	295,100	342,900	415,900			
	64	295,700	343,400	416,600			
	65	296,300	343,800	417,300			
	66	296,800	344,400	417,900			
	67	297,400	344,900	418,500			
	68	297,900	345,500	419,200			
	69	298,500	346,000	419,900			
	70	299,200	346,500	420,400			
	71	299,800	346,900	421,000			
	72	300,400	347,500	421,600			
	73	301,100	348,000	422,100			
	74	301,700	348,500	422,700			
	75	302,300	349,100	423,300			
	76	303,000	349,800	423,800			
	77	303,700	350,400	424,300			
	78	304,400	350,800	424,800			
	79	305,100	351,500	425,300			
	80	305,600	352,200	426,000			
	81	306,200	352,800	426,400			
	82	306,900	353,500				
	83	307,600	354,100				
	84	308,200	354,700				
	85	308,700	355,200				
	86	309,400	355,700				
	87	310,100	356,100				
	88	310,700	356,400				

[illegible]

医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	422,300	495,100	553,000
	42	423,100	496,300	553,800
	43	423,800	497,300	554,600
	44	424,500	498,300	555,400
	45	425,300	499,100	556,300
	46	425,900	500,000	557,100
	47	426,500	500,900	557,900
	48	427,000	501,700	558,600
	49	427,500	502,400	559,400
	50	427,900	503,100	560,200
	51	428,400	503,800	560,900
	52	428,800	504,400	561,800
	53	429,200	505,000	562,700
	54	429,500	505,700	563,500
	55	429,800	506,300	564,400
	56	430,200	506,900	565,300
	57	430,500	507,200	566,100
	58	430,800	507,800	566,900
	59	431,100	508,400	567,700
	60	431,400	509,100	568,400
	61	431,800	509,500	569,200
	62	432,100	510,100	570,100
	63	432,400	510,800	571,000
	64	432,700	511,500	571,900
	65	433,000	511,900	572,700
	66		512,500	573,600
	67		513,100	574,500
	68		513,600	575,400
	69		514,100	576,200
	70		514,600	577,100
	71		515,100	578,000
	72		515,600	578,900
	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	
	81		519,800	
	82		520,400	
	83		521,000	
	84		521,500	
	85		522,000	

定年前再任用短時間勤務職員		基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額
					円				円				円				円
					339,500				386,200				446,500				528,200

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	265,700	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	268,100	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	270,400	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	272,600	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	274,400	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	276,100	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	277,800	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	280,000	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	281,300	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	282,600	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	283,700	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	284,500	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	285,300	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	286,000	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	286,800	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	287,600	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	288,400	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	289,200	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	289,900	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	290,600	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	291,400	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	292,200	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	293,000	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	293,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	294,600	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	295,300	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	296,100	344,800	392,600	432,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	261,500	296,900	345,700	393,600	432,400
	42	262,100	297,800	346,900	394,600	432,700
	43	262,700	298,600	348,000	395,600	433,000
	44	263,200	299,300	349,100	396,500	433,300
	45	263,600	300,100	350,000	397,300	433,500
	46	264,200	301,000	350,900	398,100	433,800
	47	264,600	301,900	351,900	399,000	434,100
	48	265,000	302,600	352,800	399,800	434,400
	49	265,400	303,300	353,700	400,300	434,600
	50	265,900	304,200	354,600	401,100	434,800
	51	266,400	305,100	355,600	401,900	435,100
	52	266,900	305,900	356,500	402,700	435,400
	53	267,200	306,700	357,000	403,100	435,600
	54	267,500	307,700	357,900	403,800	
	55	267,800	308,700	358,600	404,500	
	56	268,100	309,700	359,500	405,100	
	57	268,400	310,700	360,200	405,500	
	58	268,700	311,800	360,500	406,000	
	59	269,000	312,900	360,900	406,600	
	60	269,300	313,800	361,500	407,200	
	61	269,600	314,800	362,100	407,600	
	62	269,900	315,900	362,800	408,100	
	63	270,200	317,000	363,500	408,600	
	64	270,500	318,000	364,100	409,100	
	65	270,800	319,000	364,800	409,700	
	66	271,100	320,200	365,300	410,200	
	67	271,400	321,400	365,900	410,800	
	68	271,700	322,500	366,500	411,400	
	69	272,000	323,500	366,800	411,900	
	70	272,300	324,600	367,300	412,400	
	71	272,600	325,700	367,700	412,800	
	72	272,800	326,800	368,200	413,200	
	73	273,000	327,900	368,700	413,500	
	74	273,300	328,900	369,200	414,000	
	75	273,600	329,900	369,700	414,400	
	76	273,800	331,000	370,100	414,800	
	77	274,000	332,000	370,400	415,200	
	78	274,300	332,900	370,700		
	79	274,600	333,800	370,900		
	80	274,800	334,800	371,200		
	81	275,000	335,700	371,700		
	82	275,300	336,500	372,000		
	83	275,600	337,500	372,300		
	84	275,800	338,400	372,600		
	85	276,000	339,300	373,000		
	86		340,000	373,300		
	87		340,700	373,600		
	88		341,300	373,900		

	89		341,900	374,300			
	90		342,600	374,600			
	91		343,200	374,800			
	92		343,800	375,100			
	93		344,400	375,400			
	94		344,600	375,800			
	95		345,000	376,200			
	96		345,500	376,600			
	97		346,100	377,100			
	98		346,600	377,500			
	99		347,100	377,900			
	100		347,500	378,300			
	101		348,100	378,800			
	102		348,600				
	103		349,000				
	104		349,500				
	105		350,000				
	106		350,300				
	107		350,500				
	108		350,800				
	109		351,200				
	110		351,600				
	111		351,900				
	112		352,200				
	113		352,500				
	114		352,700				
	115		353,100				
	116		353,400				
	117		353,600				
	118		353,900				
	119		354,200				
	120		354,400				
	121		354,600				
	122		354,900				
	123		355,200				
	124		355,400				
	125		355,600				
	126		355,800				
	127		356,200				
	128		356,400				
	129		356,600				
	130		356,900				
	131		357,300				
	132		357,700				
	133		357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		219,900	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300		
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700		
	86	306,200	333,100	371,800	391,500			
	87	306,700	334,100	372,600	392,100			
	88	307,200	335,100	373,400	392,600			

89	307,600	336,000	374,000	392,900
90	308,100	337,000	374,600	393,400
91	308,600	338,000	375,200	393,700
92	309,100	339,000	375,800	394,000
93	309,600	339,800	376,200	394,600
94	309,900	340,500	376,600	395,100
95	310,400	341,200	377,100	395,600
96	310,900	341,800	377,500	396,100
97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		

	137	323,500	355,900										
	138	323,800	356,300										
	139	324,100	356,700										
	140	324,400	357,100										
	141	324,600	357,400										
	142	324,900	357,800										
	143	325,300	358,100										
	144	325,600	358,500										
	145	325,800	358,800										
	146	326,000	359,200										
	147	326,300	359,600										
	148	326,600	360,000										
	149	326,800	360,300										
	150	327,000	360,700										
	151	327,300	361,100										
	152	327,600	361,500										
	153	328,000	361,800										
	154	328,200											
	155	328,400											
	156	328,700											
	157	329,000											
	158	329,300											
	159	329,600											
	160	329,900											
	161	330,300											
	162	330,600											
	163	330,900											
	164	331,200											
	165	331,600											
	166	331,900											
	167	332,200											
	168	332,500											
	169	332,900											
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700					

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	
	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	
	61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700	
	62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000	
	63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300	
	64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500	
	65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700	
	66	279,900	337,700	364,000	412,600		
	67	280,200	338,400	364,400	413,200		
	68	280,500	339,100	364,900	413,700		
	69	280,900	339,600	365,100	414,100		
	70	281,200	340,100	365,600	414,600		
	71	281,500	340,600	366,000	415,100		
	72	281,900	341,000	366,400	415,600		
	73	282,300	341,400	366,700	416,100		
	74	282,600	341,900	367,100	416,500		
	75	283,000	342,400	367,600	416,800		
	76	283,300	342,800	368,000	417,100		
	77	283,600	343,100	368,200	417,300		
	78	284,000	343,400	368,500	417,500		
	79	284,400	343,700	368,900	417,800		
	80	284,700	344,000	369,300	418,100		
	81	284,900	344,300	369,600	418,300		
	82	285,200	344,600	369,900	418,600		
	83	285,600	344,800	370,300	418,900		
	84	285,900	345,100	370,700	419,100		
	85	286,100	345,500	371,000	419,300		
	86	286,400	345,900	371,400			
	87	286,800	346,200	371,800			
	88	287,100	346,400	372,000			

89	287,400	346,900	372,300			
90	287,600	347,300				
91	287,900	347,500				
92	288,200	347,800				
93	288,500	348,200				
94	288,800	348,600				
95	289,200	348,900				
96	289,500	349,200				
97	289,700	349,400				
98	290,000	349,700				
99	290,300	350,000				
100	290,600	350,300				
101	290,900	350,700				
102	291,200	350,900				
103	291,500	351,200				
104	291,800	351,600				
105	292,000	352,000				
106	292,200	352,300				
107	292,500	352,600				
108	292,800	352,900				
109	293,100	353,200				
110	293,400	353,600				
111	293,700	353,900				
112	293,900	354,100				
113	294,200	354,300				
114	294,400	354,600				
115	294,700	354,800				
116	295,100	355,100				
117	295,400	355,300				
118	295,700					
119	296,000					
120	296,300					
121	296,500					
122	296,700					
123	297,100					
124	297,400					
125	297,600					
126	297,900					
127	298,200					
128	298,600					
129	298,800					
130	299,200					
131	299,600					
132	299,900					
133	300,100					
134	300,400					
135	300,800					
136	301,100					

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	309,900	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	311,800	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	313,700	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	315,500	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	317,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	319,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	321,100	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	322,800	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	324,500	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	326,300	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	328,000	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	329,700	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	331,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	333,200	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	335,000	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	336,700	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	338,100	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	340,000	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	341,800	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	343,500	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	345,300	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	347,200	402,100	
	23	268,100	283,100	348,900	403,300	
	24	269,300	284,300	350,700	404,400	
	25	270,500	285,600	352,500	405,400	
	26	271,700	287,300	354,300	406,500	
	27	272,900	289,000	356,000	407,600	
	28	274,100	290,700	357,700	408,700	
	29	275,200	292,400	359,400	409,800	
	30	276,200	294,400	360,800	411,000	
	31	277,300	296,600	362,200	412,100	
	32	278,300	298,900	363,700	413,200	
	33	279,400	301,100	365,300	414,200	
	34	280,500	303,300	366,900	415,300	
	35	281,700	305,600	368,400	416,500	
	36	283,000	307,800	370,000	417,700	
	37	284,200	309,900	371,600	418,800	
	38	285,300	311,800	373,200	420,100	
	39	286,500	313,700	374,800	421,200	
	40	287,600	315,500	376,300	422,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	288,900	317,400	377,900	423,400
	42	289,900	319,300	379,500	424,700
	43	290,900	321,100	381,100	425,700
	44	291,800	322,800	382,600	426,800
	45	292,400	324,500	384,100	428,000
	46	293,200	326,300	385,700	429,200
	47	294,000	328,000	387,100	430,400
	48	294,800	329,700	388,600	431,600
	49	295,500	331,400	390,100	432,700
	50	296,300	333,200	391,700	433,700
	51	297,000	335,000	393,300	435,000
	52	297,800	336,700	394,800	436,200
	53	298,600	338,100	396,200	437,400
	54	299,400	340,000	397,600	438,500
	55	300,100	341,800	399,000	439,600
	56	300,900	343,500	400,300	440,700
	57	301,600	345,300	401,600	441,700
	58	302,200	347,200	403,000	442,900
	59	303,000	348,900	404,300	444,100
	60	303,800	350,700	405,600	445,300
	61	304,500	352,500	406,700	445,900
	62	305,100	354,300	408,100	446,700
	63	305,900	356,000	409,400	447,400
	64	306,500	357,700	410,700	447,900
	65	307,500	359,400	411,900	448,200
	66	308,300	360,800	413,200	448,500
	67	309,000	362,200	414,300	448,900
	68	309,700	363,700	415,500	449,300
	69	310,400	365,300	416,700	449,600
	70	311,100	366,800	417,800	450,000
	71	311,800	368,300	419,000	450,300
	72	312,500	369,800	420,200	450,600
	73	313,200	371,200	421,600	450,900
	74	313,900	372,800	422,600	451,200
	75	314,600	374,300	423,600	451,500
	76	315,200	375,700	424,600	451,800
	77	315,800	377,100	425,500	452,000
	78	316,500	378,600	426,500	452,300
	79	317,200	380,100	427,600	452,600
	80	317,800	381,700	428,700	452,800
	81	318,400	383,000	429,400	453,000
	82	319,000	384,300	430,300	
	83	319,700	385,600	431,200	
	84	320,400	386,800	432,100	
	85	321,100	387,900	432,900	
	86	321,900	389,100	433,700	
	87	322,600	390,100	434,500	
	88	323,200	391,200	435,300	

89	323,900	392,200	435,900
90	324,700	393,300	436,600
91	325,400	394,400	437,300
92	326,200	395,400	438,000
93	326,700	396,500	438,600
94	327,400	397,600	439,100
95	328,100	398,600	439,400
96	328,800	399,700	439,700
97	329,400	400,700	440,000
98	330,000	401,700	440,300
99	330,800	402,600	440,600
100	331,500	403,500	440,800
101	332,300	404,300	441,000
102	333,100	405,300	441,300
103	334,000	406,100	441,600
104	334,800	407,000	441,800
105	335,400	407,800	442,000
106	336,200	408,700	442,300
107	337,000	409,600	442,600
108	337,800	410,500	442,800
109	338,400	411,300	443,000
110	338,800	412,300	443,300
111	339,100	413,200	443,600
112	339,600	414,100	443,800
113	340,100	414,700	444,000
114	340,500	415,600	444,300
115	340,900	416,500	444,600
116	341,300	417,400	444,800
117	341,800	418,200	445,000
118	342,300	418,900	445,300
119	342,700	419,700	445,600
120	343,200	420,500	445,800
121	343,700	421,100	446,000
122	344,100	421,800	
123	344,500	422,500	
124	345,000	423,100	
125	345,500	423,700	
126	345,800	424,400	
127	346,100	424,900	
128	346,400	425,500	
129	346,600	426,100	
130	346,900	426,700	
131	347,200	427,200	
132	347,400	427,700	
133	347,600	428,000	
134	347,800	428,300	
135	348,000	428,500	
136	348,300	428,800	

	137	348,600	429,100			
	138	348,800	429,400			
	139	349,100	429,700			
	140	349,400	430,000			
	141	349,600	430,300			
	142	349,800	430,600			
	143	350,100	430,900			
	144	350,300	431,200			
	145	350,600	431,400			
	146	350,800	431,700			
	147	351,100	432,000			
	148	351,400	432,200			
	149	351,600	432,400			
	150	351,800	432,700			
	151	352,100	433,000			
	152	352,400	433,200			
	153	352,600	433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
	162		435,700			
	163		436,000			
	164		436,200			
	165		436,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		268,200	313,200	335,400	370,000	460,300

学校栄養職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,500	249,600	303,700	337,600
	2	212,700	250,900	304,500	339,100
	3	214,800	252,200	305,200	340,600
	4	216,900	253,500	305,900	342,000
	5	218,900	254,700	306,700	343,500
	6	220,900	255,800	307,400	345,100
	7	222,900	256,800	308,100	346,700
	8	224,800	257,700	308,800	348,200
	9	226,600	258,800	309,600	349,700
	10	228,500	259,900	310,300	351,300
	11	230,400	261,000	311,100	352,900
	12	232,500	262,200	311,700	354,400
	13	234,200	263,400	312,300	355,900
	14	236,200	265,700	313,400	357,500
	15	238,400	268,100	314,600	359,100
	16	240,500	270,400	315,900	360,700
	17	242,600	272,600	317,100	362,200
	18	243,700	274,400	318,300	363,700
	19	244,700	276,100	319,400	365,300
	20	245,700	277,800	320,600	366,800
	21	246,800	280,000	321,900	368,100
	22	247,600	281,300	323,100	369,600
	23	248,500	282,600	324,300	371,100
	24	249,300	283,700	325,500	372,500
	25	250,200	284,500	326,700	373,900
	26	251,100	285,300	327,900	375,400
	27	252,000	286,000	329,100	376,900
	28	252,900	286,800	330,300	378,300
	29	253,700	287,600	331,600	379,700
	30	254,500	288,400	332,800	381,300
	31	255,200	289,200	334,100	382,700
	32	256,000	289,900	335,300	384,200
	33	256,700	290,600	336,500	385,400
	34	257,300	291,400	337,600	386,500
	35	257,900	292,200	338,800	387,700
	36	258,600	293,000	340,000	388,800
	37	259,300	293,800	341,300	389,800
	38	259,900	294,600	342,500	390,600
	39	260,500	295,300	343,700	391,500
	40	261,000	296,100	344,800	392,600

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	41	261,500	296,900	345,700	393,600
	42	262,100	297,800	346,900	394,600
	43	262,700	298,600	348,000	395,600
	44	263,200	299,300	349,100	396,500
	45	263,600	300,100	350,000	397,300
	46	264,200	301,000	350,900	398,100
	47	264,600	301,900	351,900	399,000
	48	265,000	302,600	352,800	399,800
	49	265,400	303,300	353,700	400,300
	50	265,900	304,200	354,600	401,100
	51	266,400	305,100	355,600	401,900
	52	266,900	305,900	356,500	402,700
	53	267,200	306,700	357,000	403,100
	54	267,500	307,700	357,900	403,800
	55	267,800	308,700	358,600	404,500
	56	268,100	309,700	359,500	405,100
	57	268,400	310,700	360,200	405,500
	58	268,700	311,800	360,500	406,000
	59	269,000	312,900	360,900	406,600
	60	269,300	313,800	361,500	407,200
	61	269,600	314,800	362,100	407,600
	62	269,900	315,900	362,800	408,100
	63	270,200	317,000	363,500	408,600
	64	270,500	318,000	364,100	409,100
	65	270,800	319,000	364,800	409,700
	66	271,100	320,200	365,300	410,200
	67	271,400	321,400	365,900	410,800
	68	271,700	322,500	366,500	411,400
	69	272,000	323,500	366,800	411,900
	70	272,300	324,600	367,300	412,400
	71	272,600	325,700	367,700	412,800
	72	272,800	326,800	368,200	413,200
	73	273,000	327,900	368,700	413,500
	74	273,300	328,900	369,200	414,000
	75	273,600	329,900	369,700	414,400
	76	273,800	331,000	370,100	414,800
	77	274,000	332,000	370,400	415,200
	78	274,300	332,900	370,700	
	79	274,600	333,800	370,900	
	80	274,800	334,800	371,200	
	81	275,000	335,700	371,700	
	82	275,300	336,500	372,000	
	83	275,600	337,500	372,300	
	84	275,800	338,400	372,600	
	85	276,000	339,300	373,000	
	86		340,000	373,300	
	87		340,700	373,600	
	88		341,300	373,900	

	89			341,900		374,300	
	90			342,600		374,600	
	91			343,200		374,800	
	92			343,800		375,100	
	93			344,400		375,400	
	94			344,600		375,800	
	95			345,000		376,200	
	96			345,500		376,600	
	97			346,100		377,100	
	98			346,600		377,500	
	99			347,100		377,900	
	100			347,500		378,300	
	101			348,100		378,800	
	102			348,600			
	103			349,000			
	104			349,500			
	105			350,000			
	106			350,300			
	107			350,500			
	108			350,800			
	109			351,200			
	110			351,600			
	111			351,900			
	112			352,200			
	113			352,500			
	114			352,700			
	115			353,100			
	116			353,400			
	117			353,600			
	118			353,900			
	119			354,200			
	120			354,400			
	121			354,600			
	122			354,900			
	123			355,200			
	124			355,400			
	125			355,600			
	126			355,800			
	127			356,200			
	128			356,400			
	129			356,600			
	130			356,900			
	131			357,300			
	132			357,700			
	133			357,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		219,900	279,200	294,400	323,100		

学校行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	
	86	275,500	315,300	366,500			
	87	275,800	315,600	366,900			
	88	276,100	315,900	367,300			

	89	276,400	316,200	367,500			
	90	276,700	316,500	367,900			
	91	277,000	316,800	368,300			
	92	277,300	317,100	368,700			
	93	277,600	317,300	368,900			
	94		317,500	369,200			
	95		317,800	369,600			
	96		318,200	369,900			
	97		318,400	370,200			
	98		318,700	370,600			
	99		319,000	371,000			
	100		319,400	371,400			
	101		319,600	371,900			
	102		319,900	372,300			
	103		320,200	372,700			
	104		320,500	373,100			
	105		320,700	373,600			
	106		321,000	374,000			
	107		321,300	374,300			
	108		321,600	374,600			
	109		321,800	375,000			
	110		322,100				
	111		322,500				
	112		322,800				
	113		323,000				
	114		323,200				
	115		323,500				
	116		323,900				
	117		324,100				
	118		324,300				
	119		324,600				
	120		324,900				
	121		325,200				
	122		325,400				
	123		325,700				
	124		326,000				
	125		326,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		218,800	270,000	292,400	314,800	331,600	359,500

別記第2

任期付研究員に適用される給料表 第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第3

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別記第4

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	323,600	338,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	325,500	340,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	327,400	341,800	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	329,100	343,500	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	330,800	345,300	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	332,600	347,200	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	334,400	348,900	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	336,100	350,700	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	337,800	352,500	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	339,700	354,300	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	341,500	356,000	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	343,300	357,700	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	344,800	359,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	346,700	360,800	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	348,600	362,200	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	350,300	363,700	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	352,000	365,300	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	354,200	366,900	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	356,000	368,400	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	357,700	370,000	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	359,400	371,600	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	361,200	373,200	402,100	
	23	268,100	283,100	362,800	374,800	403,300	
	24	269,300	284,300	364,500	376,300	404,400	
	25	270,500	285,600	366,200	377,900	405,400	
	26	271,700	287,300	367,500	379,500	406,500	
	27	272,900	289,000	368,900	381,100	407,600	
	28	274,100	290,700	370,300	382,600	408,700	
	29	275,200	292,400	371,800	384,100	409,800	
	30	276,200	294,400	373,200	385,700	411,000	
	31	277,300	296,600	374,700	387,100	412,100	
	32	278,300	298,900	376,100	388,600	413,200	
	33	279,400	301,100	377,400	390,100	414,200	
	34	280,500	303,300	379,000	391,700	415,300	
	35	281,700	305,600	380,400	393,300	416,500	
	36	283,000	307,800	381,700	394,800	417,700	
	37	284,200	309,900	383,000	396,200	418,800	
	38	285,300	311,800	384,500	397,600	420,100	
	39	286,500	313,700	385,900	399,000	421,200	
	40	287,600	315,500	387,400	400,300	422,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	288,900	317,400	388,700	401,600	423,400
	42	289,900	319,300	389,900	403,000	424,700
	43	290,900	321,100	391,100	404,300	425,700
	44	291,800	322,800	392,200	405,600	426,800
	45	292,400	324,500	393,300	406,700	428,000
	46	293,200	326,300	394,500	408,100	429,200
	47	294,000	328,000	395,700	409,400	430,400
	48	294,800	329,700	396,800	410,700	431,600
	49	295,500	331,400	397,800	411,900	432,700
	50	296,300	333,200	398,900	413,200	433,700
	51	297,000	335,000	400,000	414,300	435,000
	52	297,800	336,700	401,100	415,500	436,200
	53	298,600	338,100	402,200	416,700	437,400
	54	299,400	340,000	403,400	417,800	438,500
	55	300,100	341,800	404,500	419,000	439,600
	56	300,900	343,500	405,600	420,200	440,700
	57	301,600	345,300	406,600	421,600	441,700
	58	302,200	347,200	407,700	422,600	442,900
	59	303,000	348,900	408,600	423,600	444,100
	60	303,800	350,700	409,600	424,600	445,300
	61	304,500	352,500	410,400	425,500	445,900
	62	305,100	354,300	411,500	426,500	446,700
	63	305,900	356,000	412,400	427,600	447,400
	64	306,500	357,700	413,300	428,700	447,900
	65	307,500	359,400	414,300	429,400	448,200
	66	308,300	360,800	415,200	430,300	448,500
	67	309,000	362,200	416,200	431,200	448,900
	68	309,700	363,700	417,200	432,100	449,300
	69	310,400	365,300	418,100	432,900	449,600
	70	311,100	366,800	419,200	433,700	450,000
	71	311,800	368,300	420,200	434,500	450,300
	72	312,500	369,800	421,100	435,300	450,600
	73	313,200	371,200	421,900	435,900	450,900
	74	313,900	372,800	422,800	436,600	451,200
	75	314,600	374,300	423,700	437,300	451,500
	76	315,200	375,700	424,700	438,000	451,800
	77	315,800	377,100	425,500	438,600	452,000
	78	316,500	378,600	426,200	439,100	452,300
	79	317,200	380,100	427,000	439,400	452,600
	80	317,800	381,700	427,800	439,700	452,800
	81	318,400	383,000	428,400	440,000	453,000
	82	319,000	384,300	429,100	440,300	
	83	319,700	385,600	429,800	440,600	
	84	320,400	386,800	430,400	440,800	
	85	321,100	387,900	431,000	441,000	
	86	321,900	389,100	431,700	441,300	
	87	322,600	390,100	432,200	441,600	
	88	323,200	391,200	432,800	441,800	

89	323,900	392,200	433,300	442,000
90	324,700	393,300	433,800	442,300
91	325,400	394,400	434,200	442,600
92	326,200	395,400	434,600	442,800
93	326,700	396,500	434,800	443,000
94	327,400	397,600	435,100	443,300
95	328,100	398,600	435,400	443,600
96	328,800	399,700	435,600	443,800
97	329,400	400,700	435,900	444,000
98	330,000	401,700	436,200	444,300
99	330,800	402,600	436,500	444,600
100	331,500	403,500	436,700	444,800
101	332,300	404,300	437,000	445,000
102	333,100	405,300	437,300	445,300
103	334,000	406,100	437,600	445,600
104	334,800	407,000	437,800	445,800
105	335,400	407,800	438,000	446,000
106	336,200	408,700	438,300	
107	337,000	409,600	438,600	
108	337,800	410,500	438,800	
109	338,400	411,300	439,000	
110	338,800	412,300	439,300	
111	339,100	413,200	439,600	
112	339,600	414,100	439,800	
113	340,100	414,700	440,000	
114	340,500	415,600		
115	340,900	416,500		
116	341,300	417,400		
117	341,800	418,200		
118	342,300	418,900		
119	342,700	419,700		
120	343,200	420,500		
121	343,700	421,100		
122	344,100	421,800		
123	344,500	422,500		
124	345,000	423,100		
125	345,500	423,700		
126	345,800	424,400		
127	346,100	424,900		
128	346,400	425,500		
129	346,600	426,100		
130	346,900	426,700		
131	347,200	427,200		
132	347,400	427,700		
133	347,600	428,000		
134	347,800	428,300		
135	348,000	428,500		
136	348,300	428,800		

	137	348,600	429,100				
	138	348,800	429,400				
	139	349,100	429,700				
	140	349,400	430,000				
	141	349,600	430,300				
	142	349,800	430,600				
	143	350,100	430,900				
	144	350,300	431,200				
	145	350,600	431,400				
	146	350,800	431,700				
	147	351,100	432,000				
	148	351,400	432,200				
	149	351,600	432,400				
	150	351,800	432,700				
	151	352,100	433,000				
	152	352,400	433,200				
	153	352,600	433,400				
	154		433,700				
	155		434,000				
	156		434,200				
	157		434,400				
	158		434,700				
	159		435,000				
	160		435,200				
	161		435,400				
	162		435,700				
	163		436,000				
	164		436,200				
	165		436,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		268,200	313,200	325,500	335,400	370,000	460,300

別記第5 切替要領

1 職務の級の切替え

令和9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する教育職給料表の適用を受ける職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 号給の切替え

前記1により新級が定められる職員の切替日における号給は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給における給料月額と同額の号給とする。

別表 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
教育職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	4 級
	4 級	5 級
	5 級	6 級

資料

目次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和8年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	25
第5表 管理職手当の支給状況	26
第6表 住居手当の支給状況	26
第7表 通勤手当の支給状況	27

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和8年)の概要	29
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	29
第9表 給与改定の状況	30
第10表 企業規模別、職種別給与額等	31
第11表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	36
第12表 初任給の改定状況	36
第13表 住宅手当の支給状況	37
第14表 国内異動に係る手当等の支給状況	37
第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	37
第16表 定年制の状況	38
第17表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の役職段階別平均給与月額	38

生計費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	39
---------------------	----

人事院勧告等

令和8年 人事院勧告・報告の概要	40
------------------	----

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和８年）の概要

1 調 査 時 期
令和8年4月1日現在

2 調 査 対 象
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下第3表までにおいて「職員給与条例」といいます。）、学校職員の給与等に関する条例（以下第3表までにおいて「学校職員給与条例」といいます。）、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員
ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調 査 事 項
調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第 1 表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区 分	職員数	平 均 給 与 月 額								平均 年齢	平均 経験 年数
		給料の 月額	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	その他	合 計	対前 年比	対前年増減 (△印は減)		
一般職員	人 10,154	円 343,345	円 6,594	円 44,341	円 8,103	円 5,791	円 408,174	% 102.8	円 11,205	歳 40.9	年 18.8
	(10,218)	(333,596)	(6,773)	(42,983)	(7,979)	(5,638)	(396,969)	(102.3)	(9,044)	(41.1)	(19.0)
うち 行政職員	8,644	340,832	6,219	44,022	8,117	5,311	404,501	102.3	9,081	40.9	19.0
	(8,950)	(332,792)	(6,648)	(42,894)	(7,991)	(5,095)	(395,420)	(102.3)	(9,041)	(41.1)	(19.1)
教育職員	21,271	377,393	7,849	48,769	7,872	10,811	452,694	104.3	18,460	38.5	15.7
	(21,097)	(361,184)	(7,553)	(46,526)	(8,083)	(10,888)	(434,234)	(103.4)	(14,402)	(38.5)	(15.7)
警 察 官	15,308	358,326	13,674	46,650	5,666	1,337	425,653	103.3	13,781	38.9	18.5
	(15,244)	(346,077)	(13,859)	(44,962)	(5,649)	(1,325)	(411,872)	(103.6)	(14,469)	(38.8)	(18.3)
合 計	46, 733	363, 749	9, 485	47, 112	7, 200	6, 617	434, 163	103. 7	15, 429	39. 2	17. 3
	(46, 559)	(350, 183)	(9, 446)	(45, 237)	(7, 263)	(6, 605)	(418, 734)	(103. 3)	(13, 295)	(39. 2)	(17. 2)

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は含まれていません。（以下第7表までについて同じです。）

(1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、職員給与条例第3条第1項第6号に掲げる教育職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員

(2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員

(3) 教育職員…学校職員給与条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表の適用職員

(4) 警 察 官…公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 () 内は、前年（令和7年4月1日現在）の調査結果の値です。

5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員給与条例附則第7項及び学校職員給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員を除いています。（以下第7表までについて同じです。）

第2表 給料表別の職員数等の状況

その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数

区 分			職員数		学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比		平均 給料月額	平均 年齢	平均 経験年数	
				構成比	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女				
一 般 職 員	行政 職 員	行政職 給料表(1)	人 7,800 (8,108)	% 16.7 (17.4)	% 73.2 (73.8)	% 6.8 (6.8)	% 19.5 (18.9)	% 0.4 (0.5)	% 57.1 (58.0)	% 42.9 (42.0)	円 342,410 (334,358)	歳 41.0 (41.1)	年 19.0 (19.1)	
		学校行政職 給料表	844 (842)	1.8 (1.8)	50.7 (50.2)	7.5 (7.5)	41.1 (41.4)	0.7 (0.8)	40.8 (41.3)	59.2 (58.7)	326,242 (317,708)	40.0 (40.5)	18.6 (19.1)	
		小 計	8,644 (8,950)	18.5 (19.2)	71.0 (71.6)	6.9 (6.9)	21.6 (21.1)	0.5 (0.5)	55.5 (56.4)	44.5 (43.6)	340,832 (332,792)	40.9 (41.1)	19.0 (19.1)	
	行政職給料表(2)		81 (90)	0.2 (0.2)	1.2 (1.1)	- (-)	98.8 (97.8)	- (1.1)	98.8 (98.9)	1.2 (1.1)	354,467 (350,308)	46.6 (47.6)	27.3 (28.3)	
	海事職給料表(1)		17 (17)	0.0 (0.0)	5.9 (11.8)	23.5 (23.5)	70.6 (64.7)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	410,918 (394,700)	48.6 (48.3)	28.6 (28.0)	
	海事職給料表(2)		23 (24)	0.0 (0.1)	- (-)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	95.7 (95.8)	4.3 (4.2)	328,026 (308,858)	41.7 (40.8)	20.3 (19.5)	
	研究職給料表		233 (237)	0.5 (0.5)	98.7 (97.9)	0.9 (1.3)	0.4 (0.8)	- (-)	62.2 (63.7)	37.8 (36.3)	384,324 (376,463)	41.6 (42.5)	18.2 (19.1)	
	医療職給料表(1)		46 (40)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	54.3 (50.0)	45.7 (50.0)	477,561 (470,373)	42.9 (44.1)	17.4 (18.7)	
	医療職給料表(2)		77 (79)	0.2 (0.2)	80.5 (82.3)	19.5 (17.7)	- (-)	- (-)	29.9 (29.1)	70.1 (70.9)	349,579 (338,949)	42.2 (42.4)	18.8 (19.0)	
	医療職給料表(3)		28 (31)	0.1 (0.1)	7.1 (6.5)	92.9 (93.5)	- (-)	- (-)	7.1 (6.5)	92.9 (93.5)	365,032 (357,729)	50.0 (50.5)	24.2 (25.1)	
	学 校 栄 養 職 給 料 表		48 (60)	0.1 (0.1)	45.8 (53.3)	54.2 (46.7)	- (-)	- (-)	2.1 (3.3)	97.9 (96.7)	280,054 (259,998)	34.4 (33.8)	10.9 (10.1)	
	福 祉 職 給 料 表		652 (683)	1.4 (1.5)	91.6 (91.1)	5.1 (5.6)	3.2 (3.2)	0.2 (0.1)	47.9 (51.2)	52.1 (48.8)	330,099 (320,290)	39.2 (39.5)	16.3 (16.6)	
	教 育 職 給 料 表		299 (-)	0.6 (-)	99.0 (-)	1.0 (-)	- (-)	- (-)	72.2 (-)	27.8 (-)	387,776 (-)	40.8 (-)	18.1 (-)	
	特 定 任 期 付 職 員 給 料 表		6 (7)	0.0 (0.0)	66.7 (71.4)	16.7 (14.3)	16.7 (14.3)	- (-)	83.3 (85.7)	16.7 (14.3)	610,833 (612,429)	63.0 (61.6)	35.9 (35.1)	
	計		10,154 (10,218)	21.7 (21.9)	72.9 (72.5)	7.0 (7.2)	19.7 (19.9)	0.4 (0.5)	55.6 (56.1)	44.4 (43.9)	343,345 (333,596)	40.9 (41.1)	18.8 (19.0)	
	教 育 職 員	教 育 職 給 料 表		21,271 (21,097)	45.5 (45.3)	96.1 (95.7)	3.5 (3.7)	0.4 (0.6)	- (-)	50.4 (50.7)	49.6 (49.3)	360,748 (348,339)	38.5 (38.5)	15.7 (15.7)
	警 察 官	公 安 職 給 料 表		15,308 (15,244)	32.8 (32.7)	47.1 (46.6)	8.8 (8.5)	44.1 (44.9)	- (-)	88.7 (89.4)	11.3 (10.6)	358,326 (346,077)	38.9 (38.8)	18.5 (18.3)
合 計			46,733 (46,559)	100.0 (100.0)	75.0 (74.5)	6.0 (6.0)	18.9 (19.3)	0.1 (0.1)	64.1 (64.5)	35.9 (35.5)	356,173 (344,363)	39.2 (39.2)	17.3 (17.2)	

注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

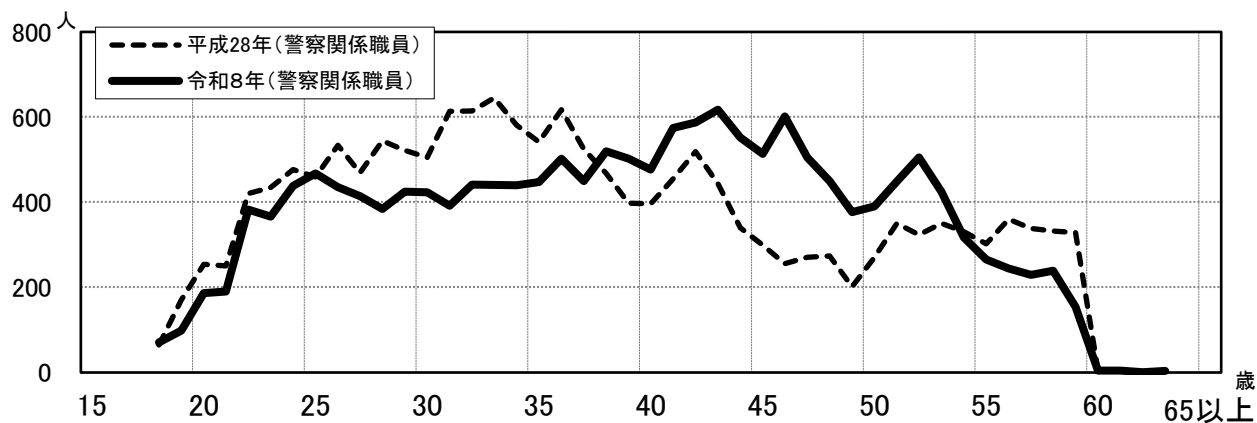
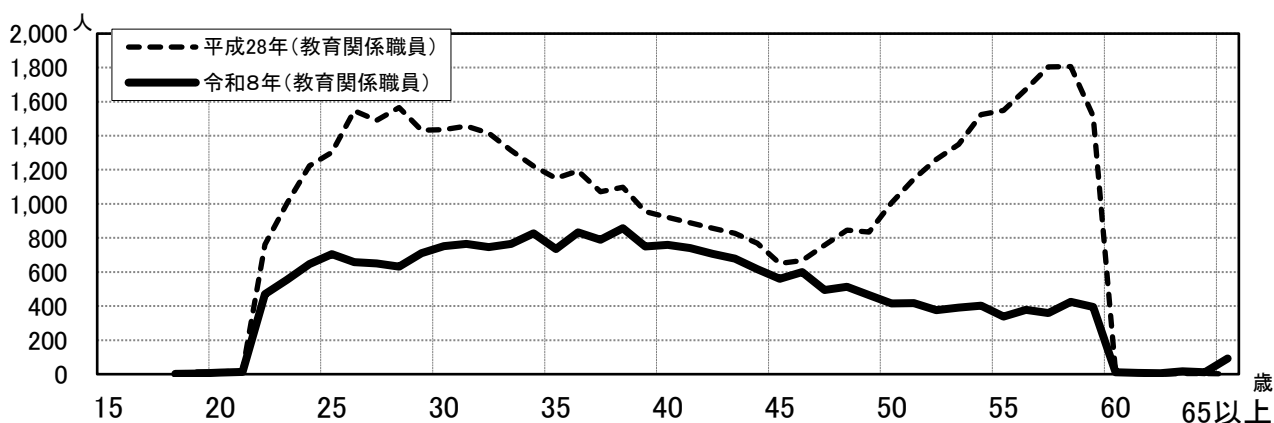
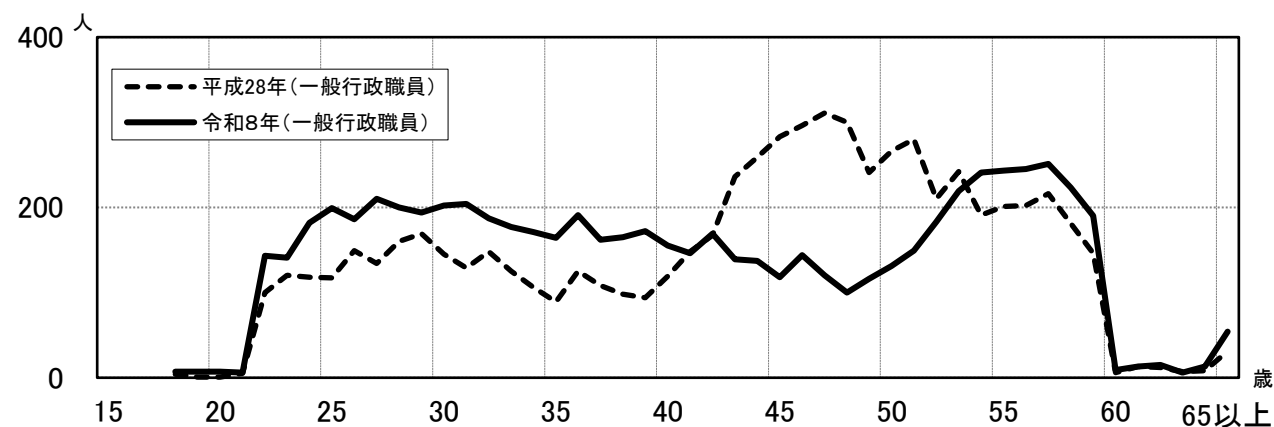
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合があります。(以下の表について同じです。)

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員給与条例別表第1の備考2及び3の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、377,393円(361,184円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和8年4月 (A)	平成28年4月 (B)	増 減 (A) - (B)	(A) / (B)
一 般 行 政 職 員	人 6,806	人 6,817	人 △ 11	% 99.8
教 育 関 係 職 員	23,042	45,362	△ 22,320	50.8
うち教育職給料表	21,271	42,351	△ 21,080	50.2
うち学校行政職給料表	844	1,820	△ 976	46.4
警 察 関 係 職 員	16,885	16,830	55	100.3
うち公安職給料表	15,308	15,327	△ 19	99.9
合 計	46,733	69,009	△ 22,276	67.7



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
 3 教育関係職員の教育職給料表は、学校職員給与条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表をいいます。
 4 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1				1		1				
2				1						
3				1					1	
4			1	2						3
5		2	2	2				60	32	
6			1	8		2	1	18	12	
7			3	9	2		1	4	6	
8	1		20	10			1			
9	16	1	27	12	2		2			
10		1	26	12	1		1			
11	2	2	17	19		1	3			
12	15	11	24	14	2		2			
13	2	13	18	8	1		11			
14	1	5	12	13	2		11			
15		8	13	15	4	1	56			
16	19	76	24	26	1	1	23			
17	7	48	29	16	10	2	23			
18	1	20	26	19	8	5	11			
19		19	26	21	9	3	56			
20	23	48	47	21	7	4	21			
21	4	36	42	19	11	3	15			
22	1	50	45	29	12	4	12			
23	1	22	36	24	16	4	21			
24	12	46	36	28	15	9	22			
25	8	56	29	34	15	10	16			
26	1	42	30	26	20	8	13			
27	2	29	27	25	14	9	12			
28	19	30	37	19	14	9	13			
29	152	25	19	18	15	16	14			
30	6	26	21	20	17	19	12			
31	4	25	30	22	20	13	10			
32	150	27	26	24	19	13	14			
33	17	26	27	30	24	12	12			
34	11	24	18	28	24	10	15			
35	9	7	11	22	23	10	12			
36	155	15	31	15	19	19	15			
37	43	14	13	19	18	11	9			
38	19	16	21	32	16	21	17			
39	11	14	14	18	18	25	13			
40	160	16	12	15	12	17	7			
41	48	16	5	15	14	55	13			
42	32	9	15	20	15	10	6			
43	19	5	13	30	14	58	7			
44	119	7	10	14	13	21	8			
45	47	7	15	20	14	17	96			
46	17	7	10	19	16	17				
47	12	1	11	15	14	32				
48	30	4	9	15	10	17				
49	15	3	10	18	15	12				
50	9	3	6	9	8	11				
51	12	3	9	13	10	29				
52	23	2	15	7	10	9				
53	19	3	7	13	6	6				
54	9	1	7	6	3	9				
55	13	2	3	11	10	11				
56	29	2	3	7	14	9				
57	17	7	5	5	9	10				
58	9	1	3	8	9	7				
59	10	2	6	5	5	2				
60	27	6	4	5	6	5				
61	10	5	6	5	9	11				
62	5	1	4	5	10	5				
63	4		9	4	5	6				
64	12	1	1	6	10	8				
65	7	3	8	3	6	8				
66	3		5	2	8	6				
67	4	2	2	3	27	6				
68	6		2	4	8	12				

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69		1	1	1	8	7	10				
70		1		1	7	10	10				
71		2		1	4	6	9				
72		3			2	3	5				
73		1	2		6	7	85				
74		4			3	4					
75		3		1	3	6					
76		3		2	1	5					
77				2	1	9					
78		2			9	8					
79		1		2	2	12					
80		1		1	9	7					
81		4	1	1	6	8					
82		2	1	2	2	10					
83				1	4	20					
84		2		1	7	19					
85		1			370	342					
86		3	1								
87		3									
88		2		1							
89		2	1								
90		4		1							
91			1	1							
92		5									
93	134		1	1							
94				1							
95				1							
96				2							
97			1								
98											
99											
100											
101				2							
102				2							
103			2								
104				3							
105				2							
106											
107				3							
108			1	1							
109				23							
110											
111											
112											
113			1								
114											
115											
116											
117											
118			1								
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125			2								
人員計(人)		1,623	920	1,104	1,428	1,172	790	627	82	51	3
(構成比(%))		(20.8)	(11.8)	(14.2)	(18.3)	(15.0)	(10.1)	(8.0)	(1.1)	(0.7)	(0.0)
平均給料月額 (円)		247,906	272,865	309,935	368,456	395,517	418,828	454,141	491,754	546,022	584,800
平均年齢(歳)		28.9	32.1	37.3	45.1	48.0	50.8	53.6	55.9	56.3	57.7
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験 を必要とする 主事、技師等	主任主事、 主任技師等	主査等	副主幹、 副技幹等	グループ リーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等	

注「標準的な職」は代表的なものを掲げています。(以下の給料表について同じです。)

学校行政職給料表（県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73						1	10
2								74						1	
3								75				1		1	
4								76						3	
5								77						1	
6								78						3	
7				2				79				1		2	
8					1			80	1					3	
9	2			1				81						2	
10				2	1			82					1	3	
11			1					83					1	2	
12	5		2					84	1					4	
13	1		4	3	2			85	1				38	44	
14			2	1	3			86							
15			2		3			87	1						
16			8	1				88							
17	5		8	3	2			89							
18	2		3	3	3			90							
19	3		3	5	2			91							
20	2		4	8	4			92							
21	2		1	3	8			93	15						
22			5	2	2			94							
23	1		5	4	1			95							
24	9		3	5	1			96							
25			3	3	7			97							
26			4	3	4			98							
27	1		1	3	4			99							
28	8		2	5	5			100							
29	21		2	3	7			101							
30	1		3	2	5			102							
31	1		1	2	6			103							
32	23		2	3	1			104							
33	5		3	2	6			105							
34	1		4	3	9			106							
35	1		5	3	6			107							
36	15		4	2	4	1		108							
37	6		8		6			109							
38	2		3	1	3	1		110							
39	2		3	1	6		2	111							
40	10		5	6	2		2	112							
41	10		3	1	2	1	7	113							
42	5		4	1	2		1	114							
43	2		1	3	2	1	12	115							
44	7		2	3	6		8	116							
45	4		1		1	2	2	117							
46	2		1	1	4	3	5	118							
47	5		2	1	1	2	9	119							
48	5		3	1	5	1	7	120							
49	2				2		2	121							
50	1				1	2	2	122							
51			1	1	2		5	123							
52	3				2		7	124							
53	1			2	2	2	1	125							
54			1			1	3	人員計（人）	214	127	102	189	109	103	
55	2			1	1			（構成比（％））	(25.4)	(15.0)	(12.1)	(22.4)	(12.9)	(12.2)	
56	2						3	平均給料月額（円）	244,776	274,050	307,368	365,833	405,792	421,714	
57	1		1			1		平均年齢（歳）	28.6	35.0	35.4	43.1	52.1	55.6	
58								標準的な職	主事、 事務主事	高度の知識 経験を必要 とする主事、 事務主事	主任主事、 主任事務 主事	主査、 事務主査	副主任、 総括事務 主査	事務長、 事務主幹	
59	3			1	1		1								
60						1									
61							1								
62	3					4	2								
63	1					1	1								
64	2					2	4								
65						1									
66						1	1								
67	2					4	1								
68			1			1									
69	2		1				1								
70	1		1			2	2								
71															
72						4	1								

行政職給料表(2) (機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1					1	
2						
3						
4						
5				1	1	
6						
7					1	
8						
9			1			
10						
11						
12					2	
13			1		1	
14						
15			1	1		
16		1				
17					1	
18		1		1	1	
19						
20						
21					1	
22						
23				1		1
24						
25					1	
26						
27						1
28						
29					1	1
30						
31		1				2
32						
33						2
34						
35						
36		1				
37						1
38						
39		1				
40						1
41						
42						
43						
44						
45						1
46						
47						
48						
49						2
50						
51						1
52						
53						
54						1
55						
56						
57						
58						1
59						
60						
61						
62						
63						
64						1
65						
66						
67						1
68						
69						
70						
71						1
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73						1
74						1
75						1
76						3
77						
78						
79						1
80						
81						
82						
83						
84						1
85						32
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)		5	3	4	11	58
(構成比(%))		(6.2)	(3.7)	(4.9)	(13.6)	(71.6)
平均給料月額 (円)		233,640	248,500	270,750	298,618	386,729
平均年齢(歳)		23.6	27.0	28.8	35.8	52.8
標準的な職	技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員	

海事職給料表(1) (船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							1
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20				1			
21							
22			1				
23							
24				1			
25				1			
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34						1	
35						1	
36							
37			1				
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51					1		
52							
53							
54							
55							
56							
57				1			
58							
59							
60							
61							
62							
63				1			
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71					1		
72							

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74				1			
75					1		
76							
77							
78							
79							
80							
81					3		
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
人員計(人)		-	2	6	6	2	1
(構成比(%))		(-)	(11.8)	(35.3)	(35.3)	(11.8)	(5.9)
平均給料月額 (円)		-	324,250	373,950	447,600	458,800	490,200
平均年齢(歳)		-	33.5	45.3	53.8	57.0	x
標準的な職	大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	

注「x」は、人員が1人の場合です。

海事職給料表(2) (船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20			1			
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27				1		
28						
29		1				
30						
31				1		
32						
33						
34		1				
35				2		
36						
37						
38						
39						
40						
41				1		
42				1		
43						
44						
45				2		
46						
47						
48						
49				1		
50						
51			2			
52						
53						
54			1			
55						
56						
57						
58						
59			1			
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73	1					
74						
75						
76						
77						
78						
79					1	
80						
81					1	
82						
83						
84						
85						4
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
人員計(人)		3	5	9	2	4
(構成比(%))		(13.0)	(21.7)	(39.1)	(8.7)	(17.4)
平均給料月額 (円)		276,533	301,180	332,033	356,800	376,800
平均年齢(歳)		30.7	39.6	38.9	48.5	55.3
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等		大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等	相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等

研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6
1				1			
2							
3							
4						1	
5						2	3
6						5	1
7				2		13	
8						9	
9				1		3	
10						7	
11				1			
12				2	3		
13							
14				1	1		
15				1			
16							
17				1			
18				1			
19				1	4		
20					1		
21				3	1		
22			1	1	3		
23			1	2	1		
24			1		1		
25			1	1			
26			1	1	1		
27			1				
28			1	1	1		
29			2	1	1		
30			3	1			
31			1	4			
32		5		3			
33		3	1	4			
34			2	1	1		
35			1	4	2		
36		2	1	2			
37		5	1	1	2		
38			1	3			
39		1	1		1		
40		4	1	2			
41		2		2	1		
42				1			
43			2		1		
44		3	1	2	2		
45		1		1			
46				1			
47			1		1		
48		3	5		1		
49		1	1		2		
50							
51							
52		3	2				
53		3	2		1		
54							
55					1		
56		1	1				
57			1		7		
58							
59				3			
60		1					
61		1					
62							
63		1					
64				1			
65							
66							
67		1					
68							
69		1					
70		1					
71							
72				1			

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79		1					
80							
81				5			
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88		1					
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		45	38	65	41	40	4
(構成比(%))		(19.3)	(16.3)	(27.9)	(17.6)	(17.2)	(1.7)
平均給料月額 (円)		267,464	316,129	380,688	435,293	517,905	547,725
平均年齢(歳)		27.3	33.0	41.8	50.2	55.3	56.3
標準的な職	研究員	高度の知識 経験が必要 とする研究 員	主任研究員	試験研究 機関の 課長等	規模の大き い試験研 究機関の長 等	特に規模の 大きい試験 研究機関の 長	

医療職給料表(1) (保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	級	1	2	3	4
1			6		
2					
3					
4					
5			1	1	1
6					
7					
8			2		3
9					
10					
11					
12					
13			1		
14					
15					
16			1		
17					
18					
19			1		
20					
21		5			
22					
23					
24		1	1		
25					
26					
27					
28		1			
29		1		1	
30					
31					
32		1			
33					
34					
35					
36					
37					
38				1	
39					
40					
41					
42					
43				1	
44					
45					
46					
47			1		
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		
54					
55					
56					
57					
58					
59				1	
60			1		
61				2	
62					
63					
64			1	1	
65					
66			1	1	
67					
68					
69				1	
70					
71					
72					

号給	級	1	2	3	4
73				4	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
人員計(人)		9	19	14	4
(構成比(%))		(19.6)	(41.3)	(30.4)	(8.7)
平均給料月額 (円)		376,889	449,400	547,129	594,350
平均年齢(歳)		28.1	36.9	55.9	59.8
標準的な職	医師、 歯科医師	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長	

(保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用)

医療職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1					1		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			1				
9							
10							1
11							
12				1			
13			1	1			1
14							
15				1			1
16				1			
17			1	2			
18					1		
19							
20			3				
21				1			
22				2			1
23							
24							1
25							
26					1		
27			1	1	1		
28			1	1			
29			2				
30							
31			1	1		1	
32			1	1			
33						1	
34							
35				1			
36							
37			1	1		1	
38							
39					1		
40							
41			1		1		
42			1	1		1	
43						2	
44				1	2		
45							
46			1				
47					1		
48							
49							
50			1			1	
51							
52							
53			1				
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62					1		
63			1				
64							
65			1				
66							
67					2		
68							
69							
70			1		1		
71					1		
72							

号給	級	1	2	3	4	5	6
73					1		
74							
75							
76							
77					10		
78			1				
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
人員計(人)		-	23	17	25	7	5
(構成比(%))		(-)	(29.9)	(22.1)	(32.5)	(9.1)	(6.5)
平均給料月額 (円)		-	285,391	316,176	391,792	419,071	450,060
平均年齢(歳)		-	31.3	36.6	49.5	54.7	57.8
標準的な職	栄養士、 診療放射線 技師等	薬剤師、 獣医師等	相当困難な 業務を行う 薬剤師、 獣医師等	高度の知識 経験に基づ き困難な業 務を行う 薬剤師、 獣医師等	高度の知識 経験に基づ き特に困難 な業務を行 う薬剤師、 獣医師等	家畜保健衛 生所の長等	

医療職給料表(3) (社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1								73							
2								74							
3								75							
4								76							
5								77							
6								78							
7								79							
8								80							
9								81				1			
10								82							
11								83							
12								84							
13			1		1			85							
14								86							
15								87							
16								88							
17								89							
18						1		90							
19								91							
20								92				1			
21								93							
22								94							
23								95							
24								96							
25								97							
26								98							
27								99							
28								100							
29								101							
30					1			102							
31								103							
32								104							
33					1	1		105							
34								106							
35					1			107							
36								108							
37			1	1				109							
38			1					110							
39								111							
40			1					112							
41								113							
42			1			1		114							
43								115							
44								116							
45			1					117							
46								118							
47								119							
48				1				120							
49					2			121							
50				1				122							
51					1			123							
52					1			124							
53					1			125							
54								126							
55								127							
56				1				128							
57								129							
58								130							
59					1			131							
60				1				132							
61								133							
62								134							
63								135							
64								136							
65								137							
66					1			138							
67								139							
68								140							
69								141							
70								142							
71								143							
72				1				144							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計(人)	-	-	6	8	11	3	-
(構成比(%))	(-)	(-)	(21.4)	(28.6)	(39.3)	(10.7)	(-)
平均給料月額 (円)	-	-	313,450	359,288	381,100	424,600	-
平均年齢(歳)	-	-	45.8	51.3	51.5	50.0	-
標準的な職	准看護師	助産師、 看護師	高度の知識経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部長

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6			2		
7				2	
8				1	
9					1
10			5		
11					1
12					
13					1
14			2		
15					
16				1	
17					
18	1	1			1
19				1	
20					
21			1		
22			1		
23			1	1	
24			1		
25			1		
26					
27			2	1	
28			1	1	
29			1		
30					
31					
32					
33				1	
34			1		
35					
36			2		
37					
38					
39					
40					
41					
42	1				
43					
44					
45					
46			1		
47					
48					
49					
50					
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57	1				
58	1				
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66	1				
67					
68					
69					
70					
71					
72					

号給	級	1	2	3	4
73					
74					
75		1			
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85		5			
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
人員計(人)		11	24	9	4
(構成比(%))		(22.9)	(50.0)	(18.8)	(8.3)
平均給料月額(円)		260,445	267,513	309,222	343,600
平均年齢(歳)		47.1	27.9	34.6	38.3
標準的な職	技師、学校栄養技師	困難な業務を行う技師、学校栄養技師	主任技師、学校栄養主任技師	主査、学校栄養主査	

福祉職給料表（社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73				1	2		
2								74					2		
3								75		1					
4				1				76			1	1	4		
5								77			1				
6				1				78					2		
7				4				79					2		
8			19	4				80					4		
9			3	6	1			81					3		
10			2	3	2			82					3		
11			1	3	1			83				1	7		
12			8	2				84			1		3		
13			3	1	1			85					60		
14			1	2	2			86		1					
15			2	3			3	87				1			
16			5	4	1			88				1			
17			4	1	1		2	89			1				
18			2	1			1	90							
19			3	3	1			91							
20			7	2			1	92							
21			3				1	93							
22			3	2	1			94							
23			2	2			1	95							
24			8	5	3		1	96							
25	43	1	1	3	2			97							
26	1	6	3	1	1			98							
27		5	1	4	1			99							
28	21	2	6	1	4			100							
29		6	1	3	1			101							
30		3	2	1	1			102							
31	1		1	4	1			103		1	1				
32	20	4	5	1	1			104							
33	5	3	4	1	2			105							
34		1		2	6			106							
35		3	1	6	3		1	107							
36	4			3				108							
37	1	3		2	5			109							
38		1		5				110							
39	1	2		6	3	1		111							
40	5		2	1	2			112							
41	6	2	1	1	3			113							
42			2	1	1			114							
43	1	3		1	7			115							
44	2	3	3	1	1			116							
45		1	5	3	1			117							
46	2	2	1		4			118							
47	3	2	1	2	1			119							
48	3	1	1	1	1			120							
49	1	1		1				121							
50		3	1		2			122		1					
51		2		2	1			123							
52	4	1	1	2	1			124							
53	1	1	1	3	1			125		1					
54	2	1	2	2				126		1					
55		1		1				127							
56	1	1		1				128							
57	1	1		3				129		1					
58	1	1	1		1			130							
59	2		1	2				131							
60	2		2	2	1			132							
61			1	2	1			133							
62		1		1	1			134							
63		1	1	1	2			135							
64				2	1			136							
65	1	1	1		1			137							
66			2	1				138							
67		2		3				139							
68	2			1				140							
69			1	1				141							
70	1		1	2				142							
71				3				143							
72				1				144							

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153	1					
人員計(人)	146	153	111	194	36	12
(構成比(%))	(22.4)	(23.5)	(17.0)	(29.8)	(5.5)	(1.8)
平均給料月額 (円)	254,639	294,011	327,455	392,669	420,528	449,942
平均年齢(歳)	27.0	32.1	40.4	49.6	53.9	55.5
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	2
4	1
5	2
6	1
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表
 (学校職員給与条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たに職員給与条例の適用を受ける職員となる異動をした者であって、当該異動前に従事していた職務の知識経験を要する業務に従事する職員に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33		1			
34					
35					
36		1			
37					
38					
39					
40					
41		1			
42					
43					
44					
45		1			
46		1			
47					
48		1	1		
49		2			
50			1		
51					
52		1			
53		2	1		
54		1	2		
55			1		
56		2	1		
57		3	1		
58		2	1		
59		2	2		
60		3	1		
61		1			
62		1			
63		1	2		
64		1	1		
65		2	4		
66		1			
67		2	2		
68		2	3		
69		2	5		
70			5		
71		3	4		
72		5	6		

号給 \ 級	1	2	3	4	5
73		1	3		
74		3	6		
75		5	3		
76		8	5		
77		2	5		
78		1	3		
79		2	1		
80		3	5		
81		2	3		
82		1	8		
83		2	5		
84		8	5		
85		5	6		
86		3	3		
87		3	3		
88		6	4		
89		6			
90		1	1		
91		3	4		
92		7	2		
93		6	1		
94		1			
95		6	1		
96		4	2		
97		3	1		
98		4	1		
99		4			
100		1	2		
101		4			
102		3	1		
103		1			
104		1	1		
105		3			
106					
107		1	1		
108		1			
109					
110		2			
111		1			
112					
113		1			
114					
115		1			
116					
117					
118		1			
119					
120		1			
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133		1			
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					

級 号給	1	2	3	4	5
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165		1			
人員計(人)	-	169	130	-	-
(構成比(%))	(-)	(56.5)	(43.5)	(-)	(-)
平均給料月額 (円)	-	369,395	411,670	-	-
平均年齢(歳)	-	38.1	44.3	-	-
標準的な職	実習助手等 としての知識 経験を要す る職員	教諭等として の知識経験を 要する職員	総括教諭とし ての知識経 験を要する 職員	副校長、教 頭としての知 識経験を要 する職員	総括校長、 校長としての 知識経験を 要する職員

教育職給料表

(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						1
2						
3						
4						2
5						3
6						15
7			2			65
8						15
9			2			32
10			3			51
11			4			42
12	1					31
13						22
14			4			20
15			2			18
16			2			21
17			428			18
18			7			26
19			35			19
20	1		394			16
21			84			103
22	1		39			
23	1		24			
24			451			
25	1		59			
26	1		57			
27			38			
28	1		440			
29	1		154			
30			63			
31			36			
32			419			
33			225			
34			74			
35			51			
36			279			
37			206			
38	1		78	1		
39			61	1		
40	1		195	1		
41	1		273	5		
42			90	3		
43			99	5		
44	1		189	7		
45	1		259	4		
46	1		153	8	3	
47			111	13	2	
48	3		167	9	2	
49	1		260	11	4	
50	2		166	12	2	
51	1		113	13	3	
52	2		160	24	4	
53	1		254	18	4	
54			179	15	7	
55	1		150	24	6	
56	2		163	24	7	
57			213	22	9	
58	3		209	24	18	
59	2		151	27	14	
60			155	28	12	
61	1		211	32	14	
62	2		199	36	14	
63	1		158	39	22	
64			157	31	21	
65	2		214	53	22	
66			191	42	18	
67	1		170	56	17	
68			187	44	18	
69			188	48	29	
70			165	40	59	
71	2		166	47	39	
72			175	49	17	

号給	級	1	2	3	4	5
73		2	212	56	39	
74		2	220	48	23	
75		2	180	60	22	
76	1		172	50	38	
77		1	193	54	22	
78		2	169	43	25	
79			179	58	23	
80		2	163	62	17	
81		2	177	64	183	
82		2	180	53		
83		4	186	54		
84		2	177	58		
85		3	160	41		
86		2	164	30		
87		1	188	53		
88		2	161	45		
89		3	173	44		
90		3	142	36		
91		1	178	46		
92		2	140	51		
93			155	54		
94			144	50		
95			132	32		
96		3	147	38		
97		3	124	46		
98		2	116	27		
99		1	134	36		
100		2	100	27		
101		1	97	40		
102		1	116	29		
103			99	35		
104		2	94	21		
105			95	36		
106			108	22		
107		2	67	29		
108		2	88	27		
109		1	89	19		
110			99	20		
111		1	84	28		
112			72	23		
113		1	89	28		
114			58	20		
115			66	22		
116		2	65	22		
117			68	28		
118			51	19		
119			56	19		
120			43	23		
121			54	171		
122			50			
123			52			
124			50			
125		1	49			
126			35			
127		1	42			
128			27			
129			45			
130			35			
131			29			
132			36			
133			31			
134			29			
135		1	21			
136			27			
137			22			
138			17			
139			23			
140			20			
141			20			
142			22			
143			15			
144			30			

給 号	級	1	2	3	4	5
145			26			
146		1	16			
147			22			
148			20			
149			19			
150			19			
151			17			
152			21			
153		2	19			
154			27			
155			23			
156			22			
157			23			
158			16			
159			20			
160			17			
161			15			
162			18			
163			17			
164			10			
165			100			
人員計(人)		110	17,049	2,813	779	520
(構成比(%))		(0.5)	(80.2)	(13.2)	(3.7)	(2.4)
平均給料月額 (円)		304,160	344,883	415,220	448,723	466,402
平均年齢(歳)		41.4	36.0	47.2	50.9	56.1
標準的な職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	総括校長、 校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								1	73	1	58	45	15	11	22		
2									74	1	54	40	17	9	12		
3									75	5	43	40	6	2	28		
4								1	76	1	53	38	16	1	16		
5									77		43	35	22	1	23		
6									78		42	61	16	5	16		
7									79	4	54	42	20	6	20		
8								1	80		46	45	22	3	17		
9	62			3			1		81		48	41	17	7	13		
10	13								82		45	38	14	4	12		
11	9								83		35	42	24	2	20		
12	58								84		34	51	13	2	20		
13	16								85	1	33	51	19	3	17		
14	16								86	1	38	55	18	2	16		
15	8								87	1	40	56	18	3	10		
16	69								88		37	44	24	6	12		
17	84								89	1	38	45	22	4	18		
18	24								90		34	51	18		9		
19	14								91		37	53	33	1	15		
20	131		4						92		33	51	22	3	16		
21	11		1						93	1	29	58	25	1	8		
22	35		4						94		27	60	24		8		
23	11		1						95		27	63	25	2	11		
24	86		11						96		38	55	28	6	9		
25	214		2						97		24	70	43	5	8		
26	53	2	3	1					98	1	25	58	35	4	8		
27	28	1	2						99		15	71	28	2	4		
28	246	13	14	1				1	100		28	57	39	6	6		
29	51	11	10						101		14	61	41	3	62		
30	51	5	5	1					102		18	61	44	4			
31	41	8	5						103		20	69	34	2			
32	233	25	14						104		20	70	40	7			
33	75	20	17		1			1	105		25	46	40	8			
34	56	19	12					7	106		20	53	41	7			
35	39	11	13					4	107		16	60	43	2			
36	204	30	17					9	108		10	54	44	3			
37	78	24	22	1				1	109		8	54	47	6			
38	54	29	23	2	3			12	110		11	52	39	7			
39	30	23	10					11	111		11	61	39	7			
40	146	40	20					10	112		7	55	50	6			
41	65	33	36	1				6	113		3	42	52	156			
42	32	25	23					1	114		13	48	58				
43	30	29	24	1	1	1		7	115	1	12	39	30				
44	104	70	19	1	1	1		18	116		11	34	37				
45	47	51	44	1	2	3	1	9	117		11	38	35				
46	39	40	32	2	1	3	5	6	118		2	26	41				
47	17	38	20	6	1	1	3	3	119		6	37	34				
48	64	68	23	3	2	2	11	10	120		3	33	37				
49	32	48	30	3	4	2	22	169	121		3	34	39				
50	24	65	35	1	3	3	5		122	1	3	19	44				
51	20	48	22	4	1	2	18		123		6	22	29				
52	24	53	28		4	1	9		124			31	32				
53	16	43	43	3	2	2	16		125	1		17	32				
54	9	52	31	7	4	1	9		126		2	21	19				
55	11	43	41	2	3	1	13		127		2	22	37				
56	11	70	29	8	8	4	3		128		2	29	31				
57	10	69	38	6	2	9	8		129		1	14	34				
58	1	53	30	11		3	17		130		1	11	19				
59	5	35	21	8	5	3	15		131		2	12	34				
60	5	72	29	6	3	8	4		132		4	23	41				
61	5	64	38	10	4	12	6		133			14	25				
62	5	55	33	6	2	5	5		134		4	12	27				
63	7	44	32	5	3	4	1		135			10	27				
64	4	63	34	12	2	7			136		1	18	23				
65	3	53	42	8	3	7	4		137		1	12	27				
66	3	57	33	16	10	12			138		1	16	25				
67	3	58	34	8	1	16			139		3	13	30				
68	5	55	48	13	5	10			140			12	25				
69	5	64	36	15	4	17			141		1	17	23				
70		53	39	6	4	16			142		2	10	20				
71	2	35	33	15	4	15			143		2	16	24				
72	1	67	48	17	9	15			144		1	18	35				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
145		3	18	28				
146			15	31				
147		4	12	21				
148		1	21	35				
149		4	18	35				
150		3	20	28				
151		2	22	27				
152		2	17	31				
153		28	211	37				
154				37				
155				29				
156				39				
157				396				
人員計(人)	2,876	3,322	4,444	3,139	421	642	176	288
(構成比(%))	(18.8)	(21.7)	(29.0)	(20.5)	(2.8)	(4.2)	(1.1)	(1.9)
平均給料月額 (円)	282,864	325,199	366,227	404,151	430,726	450,312	469,692	493,661
平均年齢(歳)	24.5	35.7	41.3	46.6	50.4	49.6	50.7	53.8
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表

扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
		構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	人 5,726	% 30.4	人 1,363	人 4,213	人 150	人 5,726
2人	7,279	38.7	2,073	12,416	69	14,558
3人	4,516	24.0	3,026	10,490	32	13,548
4人	1,126	6.0	990	3,496	18	4,504
5人	143	0.8	124	584	7	715
6人以上	19	0.1	16	101	-	117
合計	18,809	100.0	7,592	31,300	276	39,168
昨年の状況	18,910	100.0	8,241	31,098	294	39,633

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

その2 職員区分別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区 分	受 給 者 数	受 給 割 合	平 均 扶 養 親 族 数	平 均 手 当 月 額	非 受 給 者	合 計	平 均 扶 養 親 族 数	平 均 手 当 月 額
一 般 職 員	人 3,183	% 31.3	人 1.8	円 21,035	人 6,971	人 10,154	人 0.6	円 6,594
うち行政職員	2,618	30.3	1.8	20,535	6,026	8,644	0.5	6,219
教 育 職 員	7,138	33.6	2.0	23,391	14,133	21,271	0.7	7,849
警 察 官	8,488	55.4	2.2	24,661	6,820	15,308	1.2	13,674
合 計	18,809	40.2	2.1	23,566	27,924	46,733	0.8	9,485
昨 年 の 状 況	18,910	40.6	2.1	23,258	27,649	46,559	0.9	9,446

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先機 関の長・総括 校長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の 長・校長	出先機関の副 所長	副校長・教頭	船長		
受 給 者	人 28	人 161	人 905	人 126	人 779	人 3	人 2,002	円 85,775

第6表

住居手当の支給状況

区 分		一 般 職 員		う ち 行 政 職 員		教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 者 未 満 の 受 給 者	2		2		3		2		7	
	手 当 月 額 11,000 円 未 満 以 上 の 受 給 者	425		358		1,097		534		2,056	
	手 当 月 額 28,500 円 者 の 受 給 者	2,524		2,157		4,926		2,572		10,022	
	計	2,951		2,517		6,026		3,108		12,085	
非 受 給 者		7,203	-	6,127	-	15,245	-	12,200	-	34,648	-
合 計		10,154	8,103	8,644	8,117	21,271	7,872	15,308	5,666	46,733	7,200
昨 年 の 状 況		10,218	7,979	8,950	7,991	21,097	8,083	15,244	5,649	46,559	7,263

《参考》

上記表のうち配偶者の居住する借家・借間	人 員	平 均 手 当 月 額
	人 10	円 13,550

注 配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

通 勤 手 当 の 支 給 状 況

区 分		一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		うち行政職員									
		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額
受 給 者	交通機関等利用者	8,252	18,064	7,295	17,800	7,489	14,952	12,724	16,257	28,465	16,438
	交 通 用 具 使 用 者	1,086	11,247	653	9,027	11,766	5,398	896	7,861	13,748	6,020
	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 併 用 者	229	19,963	181	20,085	252	16,344	470	17,416	951	17,745
	計	9,567	17,335	8,129	17,146	19,507	9,207	14,090	15,762	43,164	13,148
非 受 給 者		587	-	515	-	1,764	-	1,218	-	3,569	-
合 計		10,154	16,333	8,644	16,125	21,271	8,444	15,308	14,508	46,733	12,144
昨 年 の 状 況		10,218	15,539	8,950	15,327	21,097	8,271	15,244	13,247	46,559	11,495

注 交通機関等に係る手当月額（受給者平均）には、新幹線鉄道等に係る特例の手当月額を含みます。

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和8年)の概要

- 1 調査の内容等
- (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

ウ 本年4月分の初任給の状況

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- (2) 調査期間
- 4月22日(水)～6月16日(火)
- 2 調査機関
- 神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
- (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 2,964事業所

イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)
- (2) 調査対象の抽出
- ア 標本事業所の抽出 (1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46層(うち横浜市15層、川崎市10層、相模原市7層、その他県内地域14層)に層化し、その中から無作為に抽出した621事業所(うち横浜市274事業所、川崎市 95事業所、相模原市64事業所、その他県内地域188事業所)の調査を行いました。

調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。

イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外しました。
- (3) 調査実人員
- 36,301人(うち初任給関係職種2,909人)です。
- (4) 集計
- 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産 業	業 計	事業所 499	事業所 118	事業所 100	事業所 87	事業所 194
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		20	3	4	3	10
製造業		192	32	37	40	83
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		108	29	26	12	41
卸売業、小売業		35	13	5	7	10
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		15	5	3	2	5
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		129	36	25	23	45

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が13所、調査不能の事業所が109所ありました。
- 2 調査対象事業所621所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所13所を除いた608所に占める調査完了事業所499所の割合(調査完了率)は、82.1%です。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職 段階	項 目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規 模 計	72.7	1.5	0.3	25.5
	500人以上	76.6	2.3	－	21.1
	100人以上 500人未満	66.8	0.3	0.7	32.2
課長級	規 模 計	59.9	2.1	0.3	37.8
	500人以上	60.4	2.3	－	37.4
	100人以上 500人未満	59.2	1.7	0.7	38.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階		項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				定期昇給額・率は昨年に比べて				
				増加	減少	変化なし		
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	93.7	93.7	36.5	6.9	50.3	－	6.3
	100人以上 500人未満	94.0	94.0	32.1	7.1	54.7	－	6.0
課長級	規 模 計	93.2	93.2	44.1	6.5	42.5	－	6.8
	500人以上	78.4	77.8	27.9	4.5	45.3	0.7	21.6
	100人以上 500人未満	74.4	74.4	21.9	4.1	48.4	－	25.6
		85.7	83.8	38.7	5.3	39.8	1.9	14.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与(A)	うち時間外 手 当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	50	53.8	796,210	2,381	793,829	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	35	53.3	887,244	515	886,729	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	1,196	53.2	769,949	2,349	767,600	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	892	52.4	797,901	3,852	794,049	同 上
	事 務 部 次 長	484	51.2	730,683	3,126	727,557	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	299	52.3	736,723	7,318	729,405	同 上
	事 務 課 長	2,357	49.0	661,945	21,613	640,332	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,166	49.0	659,460	10,438	649,022	同 上
	事 務 課 長 代理	780	48.6	622,391	34,772	587,619	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	622	47.6	638,624	47,497	591,127	同 上
	事 務 係 長	1,604	45.6	538,175	58,363	479,812	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,681	46.1	559,227	84,255	474,972	同 上
	事 務 主 任	1,784	43.1	500,711	57,988	442,723	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,994	41.8	543,667	76,768	466,899	同 上
	事 務 係 員	7,061	38.5	405,484	40,479	365,005	
	技 術 係 員	7,134	37.3	439,868	60,656	379,212	

注 1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があり、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

5 調査実人員が1人の場合、「x」としています(第10表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	44	54.0	816,871	2,602	814,269	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	29	53.7	910,592	622	909,970	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	877	53.2	790,515	1,550	788,965	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	726	52.6	822,420	2,286	820,134	同 上
	事 務 部 次 長	337	51.4	768,127	1,343	766,784	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	244	52.3	761,185	3,952	757,233	同 上
	事 務 課 長	1,788	48.8	685,855	19,893	665,962	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,749	49.1	676,084	9,705	666,379	同 上
	事 務 課 長 代理	650	49.1	644,578	36,473	608,105	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	554	47.6	654,196	46,566	607,630	同 上
	事 務 係 長	1,194	45.8	556,895	61,209	495,686	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,294	46.6	574,097	88,136	485,961	同 上
	事 務 主 任	1,267	43.3	528,434	60,958	467,476	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	1,477	41.6	564,340	79,682	484,658	同 上	
事 務 係 員	5,132	38.7	414,260	41,374	372,886		
技 術 係 員	5,350	37.5	448,806	63,031	385,775		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	52.7	573,172	0	573,172	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	6	51.4	775,085	0	775,085	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	319	53.1	709,880	4,682	705,198	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	166	51.6	680,400	11,353	669,047	同 上
	事 務 部 次 長	147	50.8	633,662	7,746	625,916	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	55	52.0	618,211	23,623	594,588	同 上
	事 務 課 長	569	49.5	560,484	28,912	531,572	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	417	48.4	557,255	14,944	542,311	同 上
	事 務 課 長 代理	130	45.3	469,238	23,030	446,208	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	68	47.1	493,827	56,160	437,667	同 上
	事 務 係 長	410	44.9	454,963	45,715	409,248	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	387	43.7	483,586	64,511	419,075	同 上
	事 務 主 任	517	42.3	400,305	47,228	353,077	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	517	42.8	433,164	61,190	371,974	同 上	
事 務 係 員	1,929	37.8	367,226	36,581	330,645		
技 術 係 員	1,784	36.2	388,439	46,991	341,448		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
海 事 関 係 職 種	船 長・機 関 長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副学長・学部長	22	58.5	924,049	0	924,049	
	大 学 教 授	87	58.9	786,443	0	786,443	
	大 学 准 教 授	82	51.2	670,359	0	670,359	
	大 学 講 師	32	50.2	582,576	0	582,576	
	大 学 助 教	58	34.1	609,905	96,117	513,788	
	高等学校校長	4	54.6	756,621	11,546	745,075	
	高等学校教頭	15	51.4	674,040	11,242	662,798	
	高等学校教諭	157	43.2	550,369	30,001	520,368	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	9	54.9	818,271	50	818,221	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	164	49.6	826,491	40,978	785,513	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	87	47.1	685,003	6,675	678,328	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	238	41.3	557,026	18,798	538,228	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	358	34.1	443,669	38,119	405,550	
	研 究 補 助 員	69	31.7	386,902	43,480	343,422	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	5	62.1	1,567,765	56,690	1,511,075	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	14	58.9	1,761,224	122,274	1,638,950	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	37	50.2	1,592,556	30,077	1,562,479	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	98	35.6	1,107,078	108,759	998,319	
	歯 科 医 師	9	46.6	669,279	32,402	636,877	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人 10	歳 51.3	円 603,780	円 19,805	円 583,975	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	164	35.1	409,446	43,580	365,866	
	診療放射線技師	170	39.1	476,109	40,336	435,773	
	臨床検査技師	174	42.0	475,704	34,875	440,829	
	栄 養 士	109	34.7	365,186	24,324	340,862	
	理 学 療 法 士	177	30.4	348,653	21,972	326,681	
	作 業 療 法 士	120	30.7	343,438	21,358	322,080	
	総 看 護 師 長	38	52.6	595,774	6,730	589,044	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	202	45.7	527,293	49,800	477,493	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	474	36.6	447,116	32,618	414,498	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	准 看 護 師	61	48.2	375,017	30,271	344,746	
	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	x	x	x	x	x	
	守 衛	4	48.9	413,175	89,504	323,671	
	用 務 員	4	47.3	319,789	23,877	295,912	

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種		学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満	
			調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均
事 務 ・ 技 術 関 係 者	新卒事務員	大 学 卒	人 825	円 251,699	人 697	円 254,572	人 128	円 238,476
		短 大 卒	55	224,410	42	224,005	13	226,356
		高 校 卒	90	205,484	46	212,346	44	200,228
	新卒技術者	大 学 卒	594	252,130	453	257,146	141	240,456
		短 大 卒	263	223,049	218	224,848	45	217,133
		高 校 卒	206	217,284	171	218,493	35	212,334
	新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	1,419	251,867	1,150	255,483	269	239,505
		短 大 卒	318	223,375	260	224,634	58	218,876
		高 校 卒	296	213,351	217	217,187	79	205,183
そ の 他	新卒研究員	大学院修士 課程修了	68	277,096	58	278,520	10	268,636
	準新卒看護師	養成所卒	177	227,670	164	227,540	13	229,250

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 令和8年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.5%を含む。）は、大学卒267,300円、短大卒250,425円、高校卒232,537円となっています。

第12表

初 任 給 の 改 定 状 況

学 歴 \ 企業規模 \ 項 目		新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	58.8	(74.0)	(26.0)	-	41.2
	500人以上	78.1	(73.0)	(27.0)	-	21.9
	100人以上500人未満	51.2	(74.6)	(25.4)	-	48.8
高 校 卒	規 模 計	17.1	(82.3)	(17.7)	-	82.9
	500人以上	23.1	(64.9)	(35.1)	-	76.9
	100人以上500人未満	14.7	(93.3)	(6.7)	-	85.3

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表 住 宅 手 当 の 支 給 状 況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	65.0%
支 給 し な い	35.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

第14表 国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
83.0	67.0	60.3	17.0

- 注 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含みません。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合です(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	
78.5	(7.2)	(65.3)	(5.8)	(10.7)	(11.0)	15.2	21.5

- 注 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合です。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合です。

第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.4	42.6	51.2	48.8	49.9	50.1

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	81.6%	18.4%	—%

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第17表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の
役職段階別平均給与月額

役 職 段 階	公 務	民 間
	万円	万円
副主幹級・グループリーダー級	37.3	41.5
主 査 級	32.8	35.4
主任主事級以下	26.9	29.6

注 1 「再任用職員」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員をいいます。

2 「公務」は、令和8年職員給与等実態調査によります。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものです(令和8年4月時点)。「副主幹級・グループリーダー級」は5・6級、「主査級」は4級、「主任主事級以下」は3級以下が適用される職員です。

3 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額(令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均)です。「副主幹級・グループリーダー級」は同調査における課長代理級、「主査級」は同調査における係長級、「主任主事級以下」は同調査における係員級及び主任級です。

生 計 費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

世帯人員		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
費目						
		円	円	円	円	円
食	料	費	33,060	59,240	73,300	87,360
住	居	関	係	費	43,300	56,100
被	服	・	履	物	費	4,890
雑	費	I	39,820	49,860	69,100	88,340
雑	費	II	9,370	18,080	21,130	24,190
計		130, 440	188, 690	219, 470	250, 250	281, 010

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人～5人世帯)について、令和8年4月の標準生計費を算定しました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 [令和9年夏に具体的な内容を報告]
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
[対象]
・令和9年度経験者採用試験
・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ [令和8年4月実施]

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 [令和9年4月実施]
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ [令和8年4月実施]
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し [令和9年4月実施]
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務(本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格)

課題認識

激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要

「本府省幹部職員等」(次官級～課長級)について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度へ

※「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し

人事制度見直しの骨格 (令和9年夏に具体的な内容を報告)

1 職務・職責をより重視した給与体系

- 本府省幹部職員等のポストを対象とする俸給表を新設し、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定
- 人材獲得競争で見劣りしない給与水準に

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討

【給与の構成等】

俸給 + 手当(業績手当、通勤手当、転勤手当を基本に)

● 業績手当(ボーナス)[新設](年2回支給)

人事評価結果に基づき支給する「業績相当分」(優秀な者に支給)と、一時的な職務・職責の高まりに応じて支給する「職責相当分」で構成

● 転勤手当[新設]

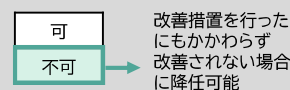
転勤関連手当を再編・統合 ※ 新制度の対象ポスト以外も対象

2 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

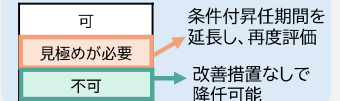
- 能力・実績に基づいて適任者を登用・抜てきするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し
- 昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに

【見直し後の昇任時の見極めスキーム(特別評価)】

【現行】2段階



【新制度】3段階



3 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度

- 民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討

2. 働きやすさと成長が両立する公務

転勤の経済的負担の軽減

- ・ 単身赴任者であるか否かにかかわらず、**転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設**
- ・ 60km以上の転勤を行った職員を対象とする**広域異動手当の支給割合を引上げ**
- ・ 不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする**特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大**
- ・ 今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、**給与上のインセンティブ向上を目指す**

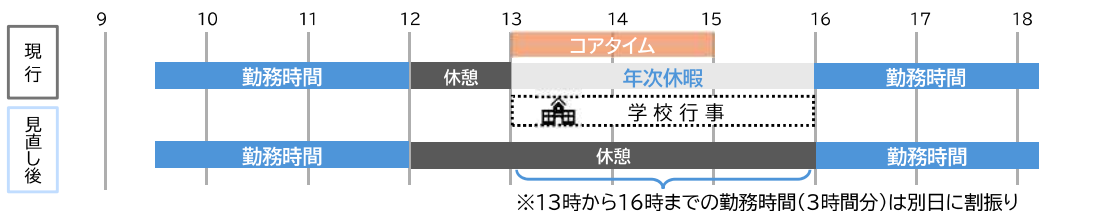
働きやすい環境の整備

- ・ 特に月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、**伴走支援の対象府省を拡大**
- ・ 臨時調査の機動的な実施を始めとする**調査・指導を強化**

柔軟な働き方の推進

- ・ 個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年7日取得できる**無給休暇を新設**
- ・ フレックスタイム制について、1日の最短勤務時間を見直すとともに、**コアタイムを設定しないことも可能に**

例：コアタイムが13時から15時までに設定されている職場に勤務する職員が、13時から16時の間に学校行事に参加する場合



2. 働きやすさと成長が両立する公務

「成長できる職場」の整備

- ・ 「スキル一覧」を活用し、**研修体系の見直し**を進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進
- ・ **各府省独自のスキルマップ作成を支援**するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

▼「スキル一覧」イメージ（記載されたスキルは例示）

	業務スキル		対人スキル		概念化スキル	
スキルセット カテゴリー	各組織・各分野・各業務ごとに求められるスキル					
	社会人スキル タイムマネジメント 読解力 コミュニケーション力 など	業務スキル 資料作成力 マルチタスク 法令・制度理解 など	対人関係スキル ファシリテーション力 ネットワーク形成力 プレゼンテーション力 など	マネジメントスキル リーダーシップ 傾聴力 コーチング力 など	課題解決スキル 国際的視野 論理的思考力 課題発見・設定力 など	将来構想スキル 多角的視点 プロジェクト管理力 意思決定力 など
マインドセット カテゴリー	変化の時代に求められるマインドセット					
	学び続ける姿勢 AIデジタル活用志向 イノベーション創出 など					
	普遍的に求められるマインドセット					
	誠実さ 公共性 使命感 国家公務員行動規範 など					

※ スキルセットカテゴリー：特定の役割や業務を遂行するために必要なスキル
マインドセットカテゴリー：スキルの獲得・発揮の前提となる姿勢等

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

採用試験等の見直し

- ・ 海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるCBT方式(オンライン試験)を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験(教養区分)、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す
- ・ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

専門人材等の採用の推進

- ・ アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援
- ・ 専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進

- ・ ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信

国家公務員行動規範の更なる浸透

- ・ 職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を上

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断